

11月29日（金）

令和 6 年 11 月 29 日（金曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

2 番	渡 辺 正 剛	(国富町・綾町の将来を考える会)
3 番	永 山 敏 郎	(県民連合立憲)
4 番	工 藤 隆 久	(公明党宮崎県議団)
5 番	荒 神 稔	(宮崎県議会自由民主党)
6 番	福 田 新 一	(同)
7 番	本 田 利 弘	(同)
8 番	山 内 いっとく	(同)
9 番	山 口 俊 樹	(同)
10番	下 沖 篤 史	(同)
11番	齊 藤 了 介	(同)
12番	黒 岩 保 雄	(同)
13番	濱 砂 守	(同)
14番	脇 谷 のりこ	(親 和 会)
15番	松 本 哲 也	(県民連合立憲)
16番	山 内 佳菜子	(同)
17番	今 村 光 雄	(公明党宮崎県議団)
18番	坂 本 康 郎	(同)
19番	二 見 康 之	(宮崎県議会自由民主党)
20番	日 高 博 之	(同)
21番	後 藤 哲 朗	(同)
22番	佐 藤 雅 洋	(同)
23番	日 高 陽 一	(同)
24番	安 田 厚 生	(同)
25番	内 田 理 佐	(同)
26番	川 添 博	(同)
27番	関 師 博 規	(無所属の会 チームひむか)
28番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
29番	井 本 英 雄	(自民党同志会)
30番	岩 切 達 哉	(県民連合立憲)
31番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
32番	坂 口 博 美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	山 下 寿	(同)
34番	外 山 衛	(同)
35番	武 田 浩 一	(同)
36番	丸 山 裕次郎	(同)
37番	中 野 一 則	(同)
38番	山 下 博 三	(同)
39番	野 崎 幸 士	(同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	佐 藤 弘 之
総 合 政 策 部 長	重黒木 清
政 策 調 整 監	田 中 克 尚
総 務 部 長	吉 村 達 也
危 機 管 理 統 括 監	児 玉 憲 明
福 祉 保 健 部 長	渡久山 武 志
環 境 森 林 部 長	長 倉 佐 知 子
商 工 観 光 労 働 部 長	川 北 正 文 明
農 政 水 産 部 長	殿 所 大 仁
県 土 整 備 部 長	桑 畑 正 次
宮崎国スポ・障スポ局長	山 下 栄 勝 也
会 計 管 理 者	米 良 浦 直 康
企 業 局 長	松 浦 久 人
病 院 局 長	吉 村 幸 優
財 政 課 長	池 田 淳 一 郎
教 育 長	黒 木 秀 一
警 察 本 部 長	平 居 修 一 夫
監 査 事 務 局 長	坂 元 伸
人事委員会事務局長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	小 牧 直 裕
事 務 局 次 長	海 野 由 憲
議 事 課 長	菊 池 博
政 策 調 査 課 長	西久保 耕 史
議 事 課 長 補 佐	松 本 英 治
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	青 野 奈 月

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。今日は寒い中、皆様、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。そして、ネットで御覧いただいている皆様方もありがとうございます。脇谷のりこでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今年は、南海トラフと思うような大地震に始まり、台風、竜巻、突風、そして線状降水帯の発生など、災害の多い年でした。10月21日から23日にかけての豪雨による被害でお亡くなりになった方には心からお悔やみ申し上げます。

さて今、ちまたでは103万円の壁が話題になっています。基礎控除額が上がるので、もっと働けると喜ばれる一方で、地方自治体は減収による懸念が広がっています。

先日の坂口議員の質問で宮崎県の減収額が出ましたが、過去にも国が地方の減収分を補填した経緯から、今回も国債で補うだろうと言われる国会議員もおれば、国も減収になるから地方への補填などできないだろうと言われる国会議員もおります。そうなったら地方は大変困ります。

国と地方の関係は、国が地方を支配監督するという主従の関係ではなく、対等で協力する関係です。しかしながら、国民の租税総額は国税のほうが多く、税収割合は国が6割、地方が4割、一方で歳出は地方のほうが多く、国が4

割、地方が6割に逆転してしまっています。地方の財源不足を補うために、地方交付税など国から地方への財源移転が行われるわけですが、それがまるでお上からいただくような上下関係になっているのはおかしいことです。

また、東京一極集中による地域間での税源の偏在も懸念材料です。地方に住む私たちが子供を産むからこそ、日本全体の昨年の合計特殊出生率が何とか1.2になっているのです。東京は0.99、宮崎県は沖縄に次いで同率2位の1.49。

私たち地方の母親は、子供を産んで働きながら一生懸命育て、高校を卒業した後、都会の大学に進学した子供たちのために、地方から仕送りをしているのに、子供が都会で就職して納めた税金が、国や都会のために使われるのは不公平です。地方から生まれた子供たちが国に納める税金は、地方に還元されるべきです。それが当然のことです。

国も都会も地方も対等であれば、国と地方間の税財源の配分の在り方を見直し、また地方法人課税の偏在是正をすることが必要だと思っています。地方の住民サービスが削られることのないよう、今後も国からの交付金をしっかりと獲得していただくよう強く要望いたします。

補正予算は拡充されるようですが、令和7年度の当初予算も当然国から配分してもらって、重点施策に予算をつけていただきたいと思います。

宮崎県の令和7年度当初予算編成方針の重点施策の推進方針の柱に、若者・女性を重視した人口減少対策の強化を挙げられています。日本一挑戦プロジェクトの一つに「子ども・若者」がありますから、特に若者・女性を重視した施策にされた知事の思いをお聞かせください。

続いて、2023年の他の都道府県から宮崎県へ

の転入及び転出者数を見てもみると、転入が総数1万8,843人、転出は1万9,954人で、1,111人の転出超過になっています。東京は6万8,000人余の転入超過、神奈川が2万8,000人余、埼玉が2万4,000人余の転入超過です。エリア別に見ると、東京圏だけが12万6,000人の転入超過で、名古屋圏も大阪圏も若干の転出超過になっているということは、ほぼ東京圏に集まっているということです。宮崎の若者や女性が東京圏へと転出していくことを考えると、人口減少対策には、やはりU I Jターンに力を入れるのが重要だと考えます。

都会の大学に行った若者が、人間関係が希薄で他者に無関心な都会の空気になじめず、心を病んでしまうというケースが少なからずあります。宮崎は、人のよさ、おもてなしのよさが県外の方から褒められる県民性ですから、特に都会に出て行った男性は、宮崎の優しさがやっぱりいいという気持ちを持つのではないのでしょうか。女性は、古い習慣から逃げたい、自分に合った仕事をしたいという気持ちからなのか、Uターンされる方は少ないんですが、宮崎のよさを再発見してもらおうと帰りたいという気持ちになるかもしれません。また、都会から御夫婦で移住されて、宮崎のよさを実感されている方もおります。

地方といえば、自然豊かなところを思い浮かべますが、自然は心の癒やしです。土に触れることでリラックス効果が得られ、ストレスが軽減されるという調査結果もあります。そして食です。おいしいものを食べると、みんな幸せになります。自然と食、そこに農業という仕事があります。どの地方にも自然があることには変わりはないのですが、何といたっても宮崎県の農業は違います。

政府統計データで地域の産業・雇用創造チャートを見ると、宮崎県は農林水産業で稼ぐ力が強いという結果が出ています。また、別のデータによると、宮崎県の農業の稼ぐ力は全国ランキング1位になっています。農業は、自分次第でスマートに、かっこよく、魅力的に稼ぐことができる職業だと思いますから、若者や女性に、宮崎で農業をすることを豊かな生活の選択肢として選んでもらうことを期待しています。

宮崎県の基幹産業である農業に若者や女性を呼び込むには、農業の稼ぐ力が必要だと考えますが、知事のお考えをお聞きます。

以上2点お伺いし、その後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、若者・女性を重視した対策強化についてであります。

私は就任以来、少子化・人口減少を県政の最重要課題として、様々な対策を講じてまいりましたが、近年、出生数・出生率の低下が顕著となるなど、少子化に歯止めがかからない状況に強い危機感を抱いております。

このため、来年度の重点施策の推進方針においては、人口減少対策のさらなる強化を図るため、新たな方向性として、若者・女性を重視した社会減対策の充実・強化を掲げ、現在、取り組んでおります出会い・結婚や子育て支援など、自然減対策と一体となって、若者・女性の県内定着を促進する環境づくりに、さらに力を入れることとしたところであります。

現在、全庁を挙げて、来年度予算に向けた事業の構築を進めているところであります。魅力ある雇用の創出や快適な職場環境の整備、多様

な働き方の推進、さらには男女共同参画に向けた意識の醸成など、これまで以上に取組を強化し、就職やUターン等を通じて、若者・女性が地元で学び、暮らし、働き、生き生きと活躍できる宮崎づくりを全力で進めてまいります。

次に、農業の稼ぐ力についてであります。

若者・女性を重視した取組を強化する中、本県の基幹産業である農業に若者や女性を呼び込むには、攻めの姿勢で農業のさらなる成長産業化を推進し、農業の稼ぐ力を高めていくことが重要であると考えております。

このため県では、AIやデジタル、ロボット等を駆使したスマート農業の実装による生産性の向上をはじめ、産地での加工や農商工連携の推進等による農畜産物の高付加価値化、輸出先のニーズに対応した産地づくりや新規市場の開拓等による輸出拡大など、稼げる農業への転換に向け、果敢に挑戦しているところであります。

私としましては、これら農業の稼ぐ力の強化をこれまで以上に進め、職業としての農業の魅力を高めることで、次の時代を担う若者や女性を農業に呼び込み、将来にわたって「持続可能な魅力あるみやざき農業」を実現してまいります。

なお、議員から御指摘がありました、国と地方における財源配分の課題、対等協力の中で財政調整を行う必要性、さらには地域間における税源偏在の課題は、今、地方が直面している極めて重要な課題だと認識しておりまして、宮崎県知事として、また、全国知事会の地方税財政常任委員長として、しっかり取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 ぜひよろしく願いいたします。

続いて、災害対策についてお伺いします。

8月末の竜巻と見られる突風では、宮崎市内各地で被害が出て、佐土原町にある私の母の実家も半壊状態となりました。大正時代からの商家でありましたので、平家の古い建物は瓦が飛んで、屋根には穴が空き、外の水道管も破裂して、住めない状態となりました。改修の場合は宮崎市から補助が出るのですが、解体の場合は全く出ません。周りの方も、年齢を考えると建て替えることもできないと頭を抱えておられました。竜巻のルートに当たったところは壊滅的で、竜巻の恐ろしさをじかに感じた次第です。

日本の竜巻発生地域は、気象庁によると、秋田県、高知県、宮崎県、鹿児島県で多く、主に平野部や海岸線近くの地域では、暖かい湿った空気が海から流れ込むため、大気が不安定になり、特に梅雨前後や台風シーズンに発生することが多いそうです。

それでは、竜巻発生の予測など、情報発信や県民への事前の啓発にどのように取り組んでおられるのか、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 竜巻に関する情報につきましては、気象庁が、竜巻等の発生する可能性が高まった場合や竜巻の目撃情報が得られた場合に、竜巻注意情報を発表し、関係機関や報道機関へ伝達されます。県では、この竜巻注意情報を防災・防犯メールの登録者へ直ちに配信し、注意を呼びかけています。

また、事前の啓発につきましては、県ホームページや防災士出前講座において、竜巻の発生確率を図示した「ナウキャスト」などの竜巻情報の取得方法や窓ガラスの飛散防止対策、竜巻接近時の屋内外での避難行動など、平時からの竜巻への備えについて周知を図っております。

本県では竜巻の発生件数も多いことから、引

き続きこれらの啓発に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 よろしくをお願いします。

宮崎市内の住宅街での竜巻被害は、新築住宅でも悲惨な状況でした。近隣の瓦が飛んできて、窓や外壁を突き破り、ガラスと一緒に家具や内壁に突き刺さっていました。あの状況でよく人的被害がなかったものだと驚いたものです。今の新築住宅の屋根はスレートのような平らな屋根材になっていますが、私の実家のような古い家は昔の瓦のままですので、簡単に飛ばされてしまうようです。

現在、屋根瓦の強風対策に関する基準はどのようなになっているのでしょうか。また、補強工事の補助を行っている市町村があれば教えてください。県土整備部長をお願いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 屋根瓦の強風対策につきましては、令和元年の房総半島台風による被害を受けて、瓦の固定方法に関する基準が強化され、令和4年から原則、全ての瓦をくぎやねじにより固定することが義務づけられました。また、この基準に適合しない屋根瓦の改修につきましては、日向市で令和4年度から、宮崎市で令和5年度から、国の交付金を活用した補助事業が行われております。

○脇谷のりこ議員 ぜひ補助のない市町村もよろしくお願ひしたいと思ひます。

竜巻の威力は、家屋だけでなく、電柱さえもなぎ倒し、電線には網などが引っかかって、さらに切れた電線が垂れ下がっていました。市内の住宅街では電柱が突き刺さった家もあり、緊急で復旧作業に当たっておられました。電気だけでなく、通信インフラは大丈夫かと不安になりましたので、お伺ひします。

災害時における県の通信ネットワーク環境について、整備状況を危機管理統括監にお伺ひし

ます。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 災害時に、国や市町村、関係機関と円滑に連携が図れるよう、確実かつ迅速に通信できる環境を整備することは大変重要であります。

このため県では、市町村や消防本部との通信手段として、主回線となる光ケーブルに加え、バックアップ回線となる防災行政無線を整備し、通信ネットワークの二重化を図っております。

なお、光ケーブルや防災行政無線の回線はループ状になっており、通信経路が途切れた場合でも、逆方向の経路で通信が継続できるよう構築しております。

さらに、現在、これらの地上系の通信ネットワークが被災して使えなくなった場合に備え、電話や映像伝送等による情報共有ができるよう、衛星通信回線の整備を進めているところであります。

○脇谷のりこ議員 今回の竜巻被害に遭われた方の当時の状況ですが、まず台風第10号の1次避難で指定避難所へ行かれ、翌朝、竜巻被害が分かり、被災家屋の状況把握に追われるうちに、数日で1次避難所が閉鎖となり、その後はホテルに2次避難。1週間という期限付でしたので、その間に被災した家の片づけをしながら、住む家の確保に奔走。住めるようにするための家の改修に長期間を要するため、市営住宅に1年間の無料居住が認められました。

このときの被災者の方の要望が、我が家の近くであること、高齢者なので1階が望ましいことなどでありましたので、なかなか要望に添える市営住宅がなかったのですが、佐土原町の方には、すぐ近くの一ツ瀬川をまたいだ新富町の県営住宅を用意してくださり、大変助かりまし

た。これこそ市町村をまたいだ県の役割だと実感いたしました。ありがとうございました。

そして、もう一つ要望が多かったのが、ペットとの同伴避難でした。県内の市町村が設置する指定避難所には、ペット受入れ可能避難所が設置されています。宮崎市内では、全231か所中9か所で75頭分の受入れが可能です。今回は5か所の指定避難所で、16世帯、ペット15頭の同伴避難対応が行われました。ただ、1次避難としては受入れ可能でも、ホテルや公営住宅はペットを同伴させることができません。

災害に備えるため、飼い主は平常時からどのような対策を行ったらよいのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 災害時のペット対策は、飼い主による自助が基本でありまして、日頃から災害に備えることが求められます。

具体的には、ペットと一緒に避難できる避難所を事前に確認しておくとともに、避難所が閉鎖された後を見据えて、ペットホテルや動物病院、親戚や友人宅など、複数の一時預け先を検討しておく必要があります。また、日頃から、ペットフードの備蓄、離れ離れになってしまったときのためのマイクロチップや迷子札などによる所有者の明示にも心がける必要がございます。

ペットと一緒に避難することは、動物愛護はもとより、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要でありますことから、県では、こうした平常時からのペット対策について、広報や研修等を通じて普及啓発を図っております。

○脇谷のりこ議員 みやざき動物愛護センターのホームページを見てみますと、「災害時に備えたリーフレットの配布と動画について」とい

うお知らせが8月9日に出ていました。動画を見ましたら、よくできているのに、再生回数は500回ほどです。すぐ目につくようにしないと、お知らせの項目で探すのは大変難しいと思います。できまして、ホームページの一番最初のページに動画を貼り付けるとか、バナーをつくるなどして、災害時のペット対応についての周知をよろしくお願いいたします。

続いて、多死社会を迎えて質問いたします。

令和4年の本県の死亡数及び死亡率は、高齢化等の影響により、死亡数1万6,000人余、死亡率15.4%と、いずれも過去最高になりました。多死社会を迎えて、医療・介護における様々な課題がありますが、まずは、医師などの医療従事者が不足している中山間地域における医療提供体制を維持・確保するためのオンライン診療について、その課題と県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 医療従事者不足などの課題を抱える中山間地域におきまして、オンライン診療は、医療提供体制を補完し、維持するための有効な手段の一つであると考えております。

県では昨年度、美郷町の西郷病院と近隣の診療所や高齢者施設との間で、オンライン診療の実証実験を行いました結果、対面診療の補完になり得るとの評価を得る一方で、患者情報の共有やサービスの導入、維持コストなどに課題も見えてきたところです。

今年度は、西臼杵地域におきまして、通信環境の確認など導入に向けた検証を行いますとともに、公立医療機関への機器整備を支援するなど、引き続き、中山間地域でのオンライン診療の導入促進に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひよろしくお願いいたします

ます。

令和7年には、団塊世代の人が全て75歳以上となるため、慢性疾患や複数の疾病を抱える患者が増え、手術だけでなく、その後のリハビリ、また在宅医療・介護が必要となることから、将来の人口構造に対応した医療・介護サービスの提供体制の改革が急務の課題となり、平成26年に医療法が改正されました。その主な内容が、病床機能報告制度と地域医療構想の策定です。

病床機能報告制度とは、一般・療養病床を持つ病院・診療所が、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの機能から果たす機能を1つ選んで、病棟単位で都道府県に報告する制度です。都道府県は、それを基に、地域の医療提供体制の将来あるべき姿を提示した地域医療構想を医療計画において策定します。

宮崎県では平成28年に策定し、令和7年を目標として、医療需要と病床数の必要量を算出しています。それによると、医療需要における病床数の必要量の見込みは、県全体として、急性期が約30%、回復期が約36%、慢性期が約24%となっているのですが、令和4年度の病床機能報告によると、急性期が約50%、回復期が16%、慢性期が約23%と、急性期が過剰で、回復期が大きく不足している結果になっています。二次医療圏と同じ7つの構想区域全てが急性期の大幅過剰の状態です。

現在はどうなっているのでしょうか。地域医療構想の進捗状況と今後の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 地域医療構想につきましては、平成28年10月に策定して以降、各地域の調整会議において、地域の実情に応じた病床機能の分化・連携に向けての議

論を進めてまいりました。

その結果、構想に掲げた2025年における病床数の必要量に少しずつ近づいてきてはおりますものの、依然として急性期病床が過剰で、回復期病床が不足している状況でございます。

県といたしましては、それぞれの地域におきまして、急性期から回復期への病床転換など、将来の医療需要を見据えました病床機能の分化・連携がさらに進みますように、引き続き、施設整備費用の補助や、地域医療構想アドバイザーを活用した議論の促進などに取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 65歳以上の高齢者人口は、令和7年頃にピークを迎え、その後、減少に転じると推計されていますので、このままだと急性期の医療資源が適切に活用されず、患者のケアの質や医療システムの効率性が低下します。また、医療費の増加や医療従事者の負担増加なども考えられます。国からの財政支援がありますから、県としても、将来を見据えた医療提供体制の構築を図っていただきますよう、よろしくお願いします。

続いて、介護についてですが、まずは、介護人材不足の状況と人材確保のための県の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 本県の介護職員数は、令和4年度で2万2,101人でありまして、令和3年度から371人増え、増加傾向にあります。

一方で、今年3月に策定しました高齢者保健福祉計画における将来推計では、令和8年度に約2,600人の人材不足が見込まれておりまして、介護人材確保にさらに取り組む必要がございます。

このため県では、「参入促進」「労働環境・

処遇の改善」及び「資質の向上」の3つの視点から、福祉系高校と連携した小中学生に対する介護の魅力発信交流事業の実施や介護ロボット・ICTの導入支援、介護職員のキャリアに応じたスキルアップ研修などに取り組んでいるところでもあります。

○脇谷のりこ議員 実はずちの娘は介護士なんです、いつも腰が痛いと言って、先日は寝込んでしまいました。150センチの小柄な体格なので、大柄な高齢男性を抱えて入浴介助をすることがとてもつらいから、もう辞めたいと言っています。人材不足の中、せっかくの介護従事者が腰痛で体を壊しては元も子もありません。

大分県では、ノーリフティングケアを推奨されているそうです。ノーリフティングケアとは、利用者さんを人の力で持ち上げたり抱きかかえたりせずに行うケアのことです。

宮崎県では、介護ロボットの導入支援を積極的にやっているの、介護事業者さんからも喜ばれているのですが、事業者さんが導入されるのは、ほとんどが見守りセンサーなどが中心だそうで、ノーリフティングケアのための介護ロボットや福祉用具は、あまり導入されないそうです。高価であることと、機器を使うと時間がかかるからというのが理由だそうですが、大分県のハローワークでは、介護職を検討されている方には、ノーリフティングケアを進めている事業者しか紹介しないのだそうです。つまりノーリフティングケアをしていない事業者は選べないということです。

介護事業者の離職防止や人材確保のためには、腰痛防止のためのノーリフティングケアなど、職員の負担軽減を含めた介護現場の生産性向上を進めることが必要と考えますが、県の取

組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(渡久山武志君) 県では、介護現場における職員の身体的負担の軽減や業務効率化を通じて生産性向上を図るため、介護ロボットを導入する事業所に対し、費用の一部を助成するなどの支援を行っております。

この事業は、利用者がベッドから車椅子への移動を支援するリフトなども対象にしておりまして、抱えない介護でありますノーリフティングケアの推進にも御活用いただけます。

さらに今週、「みやざき介護生産性向上総合相談センター」を開設いたしまして、事業者からの相談対応、専門家による助言、介護ロボット等の展示・貸出しや研修会の開催など、職員の負担軽減や業務効率化に効果的な介護テクノロジーの導入に一層力を入れて取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 今おっしゃった「みやざき介護生産性向上総合相談センター」に行ってきました。長い名前です。ノーリフティングケアで体力を使わず、見守りセンサーで排せつ物の量などが分かり、しゃべるだけで日誌が書けるオンライン介護など、介護者の負担を軽減する介護ロボット等が展示されていました。

何より特徴なのが、介護の専門家が個別の介護事業者さんの相談に乗って、何が課題かを認識し、その事業者さんに合ったアドバイスをされることです。「介護の質を上げ、介護は楽な仕事だと思ってもらえれば、離職者も減るし、若者にも選んでもらえる職業になっていく」とおっしゃっていました。介護事業の経営者の方にこそ、この相談センターを活用いただきたいと思います。

続いて、火葬場についてです。

現在、県内には、市町村や一部事務組合など

が事業主体となり、11の火葬場があります。ちょうど2年前に私の叔母が亡くなったのですが、火葬場が空いていないという理由で、丸4日間もドライアイスで遺体を安置することになり、亡くなって5日目ようやく葬儀ができました。ほかにも、葬儀が早朝の7時台や8時台になるという苦情を聞き、これでは多死社会を迎えるに当たって、火葬場は大丈夫かと心配になったところです。

しかも、居住地の火葬場が空いていなければ、近隣の市町村が管理運営している火葬場に運ぶ選択肢もあるのですが、宮崎市民であれば1万2,000円の手数料が、西都市の火葬場に運ぶと6万円にもなり、距離的に近い宮崎市佐土原町民の方からの苦情もあります。

この手数料については、なるべく市町村間で差が出ないようにしてもらいたいのですが、火葬場の施設には多額の改修費用などもかかり、事業主体ごとに様々な課題もあるようですので、その点は仕方ないとして、多死社会を迎えるに当たって、人口の多いところは、早めに火葬炉の増設などに取り組んでいただくことが必要ではないかと思っています。

現在、県内に11ある火葬場は、例えば平時での1日最大火葬件数が、宮崎市葬祭センターでは15件、都城市斎場が18件となっていますが、多死社会を迎えるに当たり、県内の火葬場の能力は足りているのでしょうか。また、大規模災害時など、火葬場が被災したことも考え、火葬場の能力を超える死者が出た場合、県はどのような対応を行うのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 県内の火葬場の1日当たりの火葬能力は合計約100人となっておりまして、現在の状況を踏まえると、対応

できる能力を備えております。

火葬場設置者であります市町村や一部事務組合では、将来的な高齢化人口の推移を見ながら、火葬能力の不足が生じないように、炉の増設や改修による火葬能力の向上、業務体制の見直しなどを行っております。

また、大規模災害の発生時など、能力をはるかに超えます死者が発生した場合には、県では、宮崎県広域火葬計画に基づきまして、死者数の状況や被災市町村の求めに応じまして、市町村や近隣県等と連携し、広域火葬の調整を行うこととしております。

○脇谷のりこ議員 災害時には、市町村を越えて対応できるということで安心いたしました。

続いて、スポーツ全般についてです。

まずは、国スポ・障スポ関連です。国スポの開催基準要項には、「大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体等及び会場地市町村を含めたものとする」とあります。「障スポの大会の主催者は、「公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び区市町村並びにその他の関係団体とする」とあります。

それではまず、宮崎国スポ・障スポに向けて、県が整備を進めている陸上競技場、体育館、プールの3施設について、それぞれの施設の整備費と国からの支援について、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 3施設の整備費につきましては、現時点の契約額に、今議会で提案しております陸上競技場の工事請負契約の変更と体育館及びプールの債務負担行為の追加を反映させますと、陸上競技場

は、工事、設計、備品を含め約177億円、体育館は約95億円となり、体育館につきましては、今後、物価スライド等の変更を予定しております。プールは、運営維持管理費を含めたPFI事業となっており、そのうち、整備費相当分は約132億円となります。

また、国からの支援につきましては、3施設とも学校施設環境改善交付金を活用しており、これまでのところ、陸上競技場が約4,700万円、体育館が約2億5,100万円、プールが約2億3,500万円の交付決定を受けております。

なお、国の交付金以外にも、企業版ふるさと納税の寄附対象事業に加えているほか、有利な起債制度も活用しながら負担軽減を図っております。

○脇谷のりこ議員 3つの施設を合わせると約404億円超、国からは合計で約5億3,300万円。国スポの施設に関しては、既存の建物で開催している県もあるようですから、国スポ・障スポ用の施設というわけではないことを考えたとしても、もっと国からの交付金や補助金があっべきだと思います。

それでは、宮崎国スポ・障スポの大会運営のために、どの程度の費用が必要になり、国からはどの程度支援があるのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 総合開・閉会式の開催や競技会の運営支援など、国スポ・障スポ両大会の運営のために、開催県が負担する費用につきましては、直近、3つの先催県の平均で約104億円となっております。

宮崎国スポ・障スポの運営費につきましては、今後、詳細な検討を行うこととしておりますが、現時点では、先催県と同程度の費用が必要になると考えております。また、国からの支

援につきましては、3つの先催県、いずれも約5億3,000万円と伺っております。

県としましては、先般創設した企業協賛制度や寄附など、歳入の確保に努めながら負担軽減を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 大会運営費が約104億円も必要であるのに対し、国からはたったの5億3,000万円。今回は施設整備費と大会運営費を質問しましたが、ほかにも選手強化費なども入れると、国スポ関連は多額の費用がかかるのだということが分かりました。調べましたら、7年前の2017年の愛媛大会では、施設整備費が123億円、大会運営費が76億円、選手強化費が40億円ということで、国からは4億5,000万円、日本スポーツ協会からは1億円弱だったそうです。あまりにも開催県の負担が大き過ぎます。

国スポの開催基準要項では、「経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県負担金又は準備金及び入場料等でまかなう」としています。国と日本スポーツ協会と開催県の3者が主催者で経費負担するということであれば、3分の1ずつ、あるいはせめて国が半分でも負担するのが筋ではないでしょうか。

3巡目国スポの在り方が議論されていますが、開催都道府県の財政負担について、全国知事会ではどのような議論がなされ、知事としてどのように考えておられるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 国民スポーツ大会の開催に当たりましては、今、御質問が来るありましたように、総合開・閉会式の開催や市町村による競技会運営への支援、競技施設の整備等、開催に要する経費の大部分を開催都道府県が負担しております。さらには、競技を行う上での審判、また施設等の基準をしっかりと見直す必要があるのではないかと、昨年、夏の全国知事

会で、知事が懇談する中で問題提起がなされ、それを全国知事会長が問題提起し、今、国において見直しの議論が進められているところでございます。

今年8月、全国知事会が取りまとめた「3巡目国スポの見直しに関する考え方」では、大会の簡素化・効率化等を図った上で、少なくとも式典や競技会開催費の2分の1以上は、国及び日本スポーツ協会が負担すること、また、施設の改修・整備について、より手厚い財政措置を講ずることなどを求めている。私としても、3年後の本県開催を控え、大変重要な課題、問題提起であると考えております。

3巡目国スポの在り方については、現在、日本スポーツ協会が設置した有識者会議において、これは全国知事会からも参加しておりますが、財政面を含む開催地の負担軽減等、様々な議論がなされており、今年度中に提言が取りまとめられる予定であります。宮崎国スポに向けても前倒しで実施できるものがないか、そのような問題意識を持って、県においても検討してまいります。

○脇谷のりこ議員 日本スポーツ協会が3巡目に向けたアンケートを取っているようですが、調査対象が、各都道府県のスポーツ協会や国体担当部局、中央競技団体や都道府県競技団体の関係者だけですから、競技関係者の立場の意見ばかりでなく、開催地の県民の意見も聞いてもらいたいものです。しっかりとした議論をよろしくお願いいたします。

続いて、国スポ出場選手等をコンディショニング面で支援するため、スポーツドクター等の活用など、県としてどのような取組を行っているのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 選

手をコンディショニング面で支援するため、県スポーツ協会のスポーツドクター等で構成する既存の「スポーツ医・科学委員会」に加えまして、宮崎国スポに向けて、県競技力向上対策本部に「コンディショニングサポート専門委員会」を新たに設け、相互に連携しながら取組を進めております。

具体的には、スポーツドクター等が、選手に対するメディカルチェックや選手が答えるアンケートを基に作成する個人カルテに対し、アドバイスをを行うとともに、スポーツドクターやアスレティックトレーナー等が強化練習会や大会に帯同し、選手をサポートしております。こうした取組が、選手のコンディショニングの維持や向上に大きく貢献しているところです。

○脇谷のりこ議員 日本スポーツ協会公認のスポーツドクターやアスレティックトレーナーだけでなく、宮崎県スポーツ協会認定のアスレティックトレーナー、さらに宮崎県栄養士会が独自で認定しているスポーツ栄養士は現在41名。その方々が競技者の食事調査をし、一人一人に対応した栄養指導などを行っておられます。そして、宮崎大学医学部の帖佐先生が、スポーツメディカルサポートシステムの構築事業の一環として養成・認定された健康スポーツナースは県内25名、全国からも認定を希望するナースが宮崎に研修に来られています。スポーツ救護活動のための知識と技術を習得し、様々な大会で活動されています。このような専門職の方々にサポートしていただきながら、宮崎国スポでの天皇杯を目指していただきたいと思います。

それでは最後に、女性アスリートへの支援についてお伺いします。

日本スポーツ協会公認のスポーツドクター

は、県内に70名ほどおられますが、ほとんど男性の整形外科医です。女性の産婦人科医でスポーツドクターをしておられるのが、県内にお二人いらっしゃいます。

お一人の明野先生は、2018年6月から宮崎市府医師会病院で女性スポーツ外来を始められました。生理痛がひどくて練習や試合に参加できない、生理前にいらいらしてつらい、生理の量が多くて貧血などといった女性ならではの月経トラブルの相談が多いそうです。特に中高生は、練習のし過ぎで無月経になり、本人も気づかず骨粗鬆症になる危険性もあり、監督やコーチ、保護者の理解が重要だということです。

月経トラブルを回避するためには、低用量ピルの使用を勧められます。以前は、ピルというと避妊のためという思い込みがありましたが、今は、スポーツ大会本番に向けて、月経を止めたり調整ができます。また、月経前のいらいらや肌荒れ、月経痛も緩和するので、婦人科ではよく説明した上で処方されるそうです。まずは、何ととっても、月経トラブルがあっても婦人科を受診しない女性アスリートに向けて、背中を押すサポートをしてもらいたいとのことでした。

国スポに出場する女性アスリートに対して、県はどのような支援を行っているのか、宮崎国スポ・障スポ局長にお伺いします。

○宮崎国スポ・障スポ局長（山下栄次君） 県では、過去の国体において、女子の総合成績が低迷したことをきっかけに、競技力の高い選手への支援に加え、女性アスリートに特化した事業にも取り組んでまいりました。

現在は、女性アスリート強化戦略プロジェクト事業として、国スポで入賞間際の次世代を担う選手の遠征費等への支援や、大会等への保育

士等の派遣による育児と競技の両立のための環境整備に取り組んでおります。これらの継続した取組により、近年の女子の総合成績は徐々に向上しております。

しかしながら、女性アスリートの競技力向上におきましては、無月経などの女性特有の解決すべき課題も多いことから、引き続き、選手に寄り添った支援に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 女性アスリートのサポートには、相談しやすい女性の専門スタッフが必要です。女性アスリートの声を反映させるためにも、女性の専門職を多く育成し、支援していただくよう、よろしくお願いします。

続いて、地域公共交通についてです。

今、インバウンドの旅行者が宮崎に来られたときに、空港や駅でタクシー配車アプリのウーバーやGOが使えないというクレームがあるとお聞きしました。私も海外や東京などへ行ったときは、どちらかを使っています。とても簡単で、しかも安心なのですが、県内では使えないのでしょうか。

県内におけるタクシー配車アプリの普及状況と普及に向けた問題点について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 現在、県タクシー協会に加盟しているタクシー事業者33社のうち、配車アプリを導入している事業者は5社であり、サービス提供エリアは、宮崎市、東諸県郡及び児湯郡のみとなっております。

また、事業者により導入している配車アプリの種類が異なっている中、利用可能な車両台数が少ないものもあることから、利用する時間帯や配車アプリによりましては、マッチングしづらい状況が発生しているものと考えられます。

事業者からは、サービスの導入や維持に係る

費用負担が大きいなどといった声を伺っており、導入に向けた課題となっているところであります。

○脇谷のりこ議員 できましたら、配車アプリの導入に向けて、何らかの支援をお願いできると、青島地区への旅行者からも喜ばれるのではないかと思います。

タクシー運転士不足については、以前から言われていることですが、タクシー運転士確保のために県が行っている普通二種免許取得支援について、その実績と事業者の反応を総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県では、不足するタクシー運転士を確保するため、昨年度から、県タクシー協会を通じ、タクシー事業者に対しまして、二種免許取得に要する教習費用を支援しており、昨年度は、12事業者、36名に補助したところであります。

また、補助の条件として、対象者に補助額以上の一時金等を支給することとし、新規就業者の待遇改善を図っていることから、事業者からは、採用につながるものとして高い評価をいただいております。

県としましては、このような取組により、引き続き、タクシー運転士の確保を後押ししてまいります。

○脇谷のりこ議員 よろしくお願ひします。

先日、A I デマンドバス「宮交のるーと」に乗ってきました。「のるーと」は今、全国20か所以上で展開されているオンデマンドバスサービスで、宮崎市内の路線バスが大幅に減便になったので、宮交バスさんが導入してくださってよかったです。

「のるーと」のアプリをスマートフォンにダウンロードして登録しておくだけで、すぐに予

約ができますし、もちろん電話での予約もオーケーです。コミュニティーバスは、前日までに予約しなければならないなどの制約があり、その点がネックだったのですが、この「宮交のるーと」は、1時間半間隔で走る小型バスに予約すれば、A I がルートを変更し、タイミングよくすぐ乗車することができます。

このA I デマンドバス「宮交のるーと」の目的と実績について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 従来の路線バスが、決められたルートとダイヤで中型や大型の車両により運行されるのに対しまして、「宮交のるーと」は、予約状況に応じ、A I が判断した最適なルート小型車両で運行する輸送サービスであり、利用者の利便性向上や運行の効率化を図るため、実証実験を行っているものであります。

利用実績につきましては、運行を開始した今年3月は152名でしたが、その後、徐々に増加し、直近の10月は830名と、当初の約5.5倍の利用となっております。

また、小型車両の運転には大型二種免許が不要でありますことから、「宮交のるーと」は、全国的な課題である路線バスの運転士不足対策にもつながる取組であり、県では実証エリアの拡大を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 これからの時代は、地域公共交通を定期で走る電車や車ではなく、ニーズに合った時間と交通手段になっていくのではないかと思います。

地域公共交通の維持に向けた知事の思いと今後の取組についてお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） バスやタクシーなどの地域公共交通は、通勤・通学・通院など県民生

活に欠かせない移動手段として、大きな役割を果たしているものと認識しております。

一方で、人口減少や少子化の進行による利用者の減少、深刻化する運転士不足等により、地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、その維持は非常に大きな課題であると認識しております。

私自身、比較的バスやタクシーに乗るほうだと考えておりますが、特にタクシーに乗ったとき、コロナの真っ最中、運転士不足の問題、また利用減の問題、いろいろ話を伺いましたし、その後、なかなか運転士が戻ってこないというような状況、先ほどの免許取得支援の話など、いろいろ実態を伺っているところであります。

厳しい状況を踏まえ、県では、バスの運行ルートの見直しや車両の小型化などに取り組み、地域の実情に応じた持続可能な路線網の構築を図っているところであります。

また、AIデマンドシステムやMa a S等のデジタル技術の積極的な活用による利便性向上や運行の効率化、運行の基盤となる運転士の確保、県バス利用促進協議会における利用促進等にも引き続き取り組んでまいります。

地域公共交通は、地域の経済・社会活動を支える重要な基盤でありますので、県民の皆様が安心して地域で暮らしていけるよう、地域公共交通の維持を図ってまいります。

○脇谷のりこ議員 今おっしゃった、デジタルの技術を活用した地方創生について、最後の質問です。

現在、地方は、人口減少や少子高齢化、産業空洞化など、様々な社会課題に直面しています。そのため、デジタルを活用し、地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、国が交付

金により支援するのがデジタル田園都市国家構想交付金です。

この交付金には4つのタイプがあり、その中のデジタル実装タイプは、デジタル技術を活用した遠隔医療や教育、防災、地域アプリなど、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するための必要な経費を支援するものです。

国が地方創生のために交付しているデジタル田園都市国家構想交付金のうち、県におけるデジタル実装タイプの活用状況と主な事業について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長(重黒木 清君) デジタル田園都市国家構想交付金のうち、県におけるデジタル実装タイプの活用状況につきましては、令和4年度からの3年間で、10件、約4億9,000万円の事業が採択され、農業や防災、教育などの分野でデジタル化の取組を進めているところであります。

主な事業といたしましては、農家間での栽培データの共有化による生産性の向上や、県の公式LINEを活用した防災情報等の提供、県立図書館での電子書籍の貸出しサービスの構築などに取り組んでいるところであります。

引き続き、国の交付金等を活用しながら、デジタル技術の導入による産業の高度化や県民サービスの向上に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 冒頭、農業分野での女性の活躍について質問しましたが、人口減少社会の到来で、各分野での担い手不足が深刻となる中、デジタル技術の進展によって、女性や高齢者等の活躍の場が広がっているのも事実だと思っています。

地域課題の解決や宮崎の魅力向上を図っていくためには、デジタルの力を活用することが大

大変重要だと考えますが、最後に知事の考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、地域や産業の担い手不足は深刻な状況であります。デジタル技術を活用し、地域の課題解決や魅力の向上を図ることは、大変重要であると認識しております。

そこで県では、令和3年度に宮崎県情報化推進計画を策定し、行政や暮らし、地域産業など、県民生活に関わる様々な分野で、官民一体となってデジタル化に取り組んでまいりました。

このような中、デジタル技術の急速な発展等に対応するため、現在、計画の改定に向けた作業を進めておりまして、さらなる行政サービスの効率化や生産性の向上等に取り組むとともに、新たにデジタル人材の育成・確保を重点的に進めることとしております。

デジタル技術の進展により、農業分野をはじめ、女性や高齢者等の活躍の場が広がってきている、そのような面もあるかと思えます。宮崎の特性を生かした新たなビジネスモデルの創出にもつながるものと考えておりますので、今後とも、県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 私の今回の一般質問では、遠隔医療から介護ロボット、AIデマンドバスなどの配車アプリなどを取り上げました。デジタルの力は、これからの地域の課題解決には必要不可欠なものです。多くの地方自治体が、この交付金を使って様々な事業を展開されていますので、宮崎県も負けずに魅力的な事業を申請して、多く採択してもらいたいと思います。

デジタルの力を活用して、さらなる地方創生

へ期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守議長 次は、山口俊樹議員。

○山口俊樹議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自民党の宮崎市選出、山口俊樹でございます。月末のお忙しい中、傍聴にお越しいただきました方々、そしてネットで御覧いただいている方々、お時間を割いていただきありがとうございます。今日は、ちょっと小さいですけれども、宮崎市制100周年のキャラクターである「みやねこ」のバッジもつけて登壇させていただきました。

今日は、公共施設等の活用、財政・業務効率化、運転免許・交通、そして子育て環境について質問させていただきます。分野が多岐にわたりますので、少々分かりにくいところもあるかもしれませんが、御容赦ください。

ちなみに、本日は11月29日、「いい肉の日」でございます。県民の皆様には、こうした機会にぜひ宮崎の美味しいお肉を食べていただきたいなと思えます。私もすがすがしい気持ちでお肉を食べたいなと思っておりますので、気持ちのよい、前向きな答弁をぜひ当局からいただけることを期待して、早速質問に入らせていただきます。

最初に、公共施設等の活用について、様々な施設のことを伺ってまいります。

まず、県総合運動公園やサンマリンスタジアムについてでございます。

9月上旬に、アイドルグループがひなたフェスを行いました。私もチケットを買って、公共交通で伺って、熱量とか今後の可能性というものを肌で感じたところでございます。

宮崎大学の土屋有准教授によると、経済波及効果は約29億円にもなるとのことのようですけ

れども、宮崎県としては、ひなたフェスの経済効果等をどのように捉えているのかを伺います。

また、次年度以降の音楽や、それに類似するイベントの予定があるのか、さらに、今回を踏まえて、今後の利活用についてどのように考えているのかを、知事に伺います。

以上、壇上からの質問といたします。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

このひなたフェスは、9月7日、8日に開催されたところでありますが、全国から多くの日向坂46のファンの来県がございました。これは、この時期が、ちょうど8月の日向灘沖の地震によりホテル宿泊等のキャンセルが続発した、さらにはその後、台風第10号で被害を受けたという大変厳しい状況の中で、復旧・復興に向けて、大いに元気もいただき、それから地域経済への活性化効果も大きかったものと考えております。

御指摘のとおり、ひなたフェスの経済効果につきましては、宮崎大学とひなたフェス主催者が合同で調査した結果、29億900万円ということであります。県全域にわたっての宿泊、また周遊等も行われたということで、その経済効果は大変大きく、地域経済の再生を図っていく後押しになったものと、大変ありがたく思っております。

イベント会場となりました県総合運動公園におきましては、現時点でひなたフェスに続く音楽イベント等の具体的な予定が立っているわけではありませんが、これまで全国規模の大会やプロスポーツキャンプの受入れ施設として実績を積んできたことを踏まえ、スポーツの拠点施

設としての魅力をさらに高めながら、今回の経験を生かして、施設の有効活用という観点から、音楽ライブをはじめとする各種イベントなど、幅広いニーズに対応できるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○山口俊樹議員 ひなたフェスは地域経済の後押しになったと評価していて、今後の施設利用については、スポーツに限らず、幅広くやっていきたいと考えているということでございました。

ただ、施設の活用については、来年度以降の具体的な活用は未定ということでございます。コンテンツは別にしても、うまくいったと地元の意識があるうちに何かしらを継続していかなければいけないかなと思っておりますし、とはいえ、まだ実績は1回でございますので、民間の提案を待っているだけではなかなか難しいのかなとも感じているところです。

県として、県有スポーツ施設を活用したひなたフェスのようなイベント開催に向けて、働きかけを行っていくべきだと思いますけれども、知事の考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) ひなたフェスを振り返りますと、「ひなた」のフレーズで接点がある日向坂46が、5年前にサンマリスタジアムでテレビ番組のロケを行った。私もそこに参加いたしました。それがきっかけとなりました。その後、当グループとの絆を深めていく中で、ぜひこの原点であるサンマリスタジアムでライブがしたいと、そういう熱い要望に応え、これまで天然芝ということでイベントはできませんでしたが、専門業者の指導も入れながら、何とか工夫を凝らし、関係者が力を合わせて開催に至ったものであります。

その経験というものを今後に生かしていき

いと、そのように考えておりますし、初めて音楽イベントとして開催されたひなたフェスは、当グループとのタイアップ企画等によりまして、多くのファンが県内を周遊するなど、観光振興にもつながりました。県有スポーツ施設の有効活用として新たな可能性を感じたところであります。

県としましては、次回のひなたフェス開催につなげるため、例えば、東京でこのグループのライブが行われる来月には、ひなたフェスで制作した市町村PRのぼりを新宿KONNEに展示するなど、関係をさらに深めてまいりたい、そのようにも考えております。

また、ひなたフェス以外のイベント開催についても、これから検討してまいりたいと考えております。例えば今回、国スポが行われました佐賀では、SAGAサンライズパークということで、スポーツ施設を集約し、そこで様々なイベントを行っておりますし、同様な展開が長崎スタジアムシティでも行われておるところであります。こうした事例なども十分参考にしながら、またイベント企画会社へのニーズ調査も行いながら、しっかりと取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 ひなたフェスについては、その御縁を大切に、当該グループのコンサート等に合わせて、新宿などでもいろんな新たな取組を行うと。その他のイベントについても、企画会社などへの情報収集をしていきますよということでした。

今回の件を通じて、県民の皆様は、様々なコンテンツが宮崎で見られる、楽しめる、そして県としても経済効果が得られる大きな可能性が見えてきたというふうに思っております。ぜひ県としても積極的な取組を期待しております。

続いて、宮崎港について触れます。

私は、これまで宮崎港の分譲地の問題などを取り上げてまいりましたが、今回は宮崎港の整備計画について質問いたします。

宮崎港の整備については、宮崎港港湾計画というものが実はありまして、調べてみると、策定からかなり時間が経過していたり、進捗管理がうまくできていないのではないかとという疑問が出てきたところです。

そこで、宮崎港港湾計画の概要と現在の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港港湾計画は、南九州の物流拠点を目指し、開発や保全等の方針と、施設の規模や配置などを定めたものです。

港湾計画は、時代のニーズに合わせて見直しており、昭和48年の策定時の計画では、農産物の海上輸送や観光需要の増大を見据え、現在の西地区にカーフェリー岸壁等を位置づけ、昭和63年の改定では、輸送形態の変化や海洋性レクリエーション需要に対応するため、東地区の岸壁やマリーナなどを追加し、整備を進めてまいりました。

現在は、平成15年の計画に基づき、国内物流機能の強化やアジアとの貿易に向け、航路を維持するための防砂堤の整備や船舶の大型化に対応するためのしゅんせつに加え、南防波堤の改良に取り組んでおります。

○山口俊樹議員 スタートは昭和48年、そして改定が昭和63年と平成15年ということで、平成15年に改定された計画を今も動かしていますよということでございます。20年ぐらい前かなと思いますが、ちなみに、答弁では触れていませんけれども、計画上では、目標年次は平成20年代後半という記載もございます。答弁にあったように、県も動いていらっしゃると思いま

すが、計画の進捗とか、どうやっていくのかを県民とか議会にしっかり伝えていかないと、20年近く動きがない、放置されているんじゃないかというふうに見えてしまうかなと感じます。

この港湾計画は、幾つかのエリアに分けて整備の考え方があるようなのですが、今回は、特に宮崎港東地区、これまで取り上げてきた分譲地などがあるエリアに注目して進捗確認を行います。

計画策定、目標年度からかなり年月がたっています。宮崎港東地区の整備に今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 宮崎港においては、近年、原木の取扱量が増加傾向で、令和6年は過去最大となる見込みであり、そのほとんどを東地区で取り扱っております。このため、原木取扱量の増加に伴い、現在、埠頭用地約1.7ヘクタールの拡張工事を進めているところであり、さらなる増加が見込まれることから、岸壁整備の必要性も高まっております。

今後は、新たな取組として、岸壁等の利用状況とニーズを調査し、物流や企業の動きをデータ化し、分析した結果を用いて、施設利用の効率化や効果的なポートセールス活動等に生かすことで貨物の増加につなげ、未整備の第14岸壁をはじめ、東地区のさらなる整備に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 現在進んでいる拡張工事もあるって、さらに整備を進められるように、新たな取組として、ニーズ調査とかデータ分析をやっていきますということでございます。

国への働きかけが必要な事業だと思いますけれども、いつかやれたらいいなということではなくて、早期に必ず実現するんだという姿勢で

努力をお願いしたいなと思いますし、何年にもわたって進捗が曖昧なままというのはちょっと看過できないなと思っておりますので、今後の進捗とか取組についても、しっかりと追わせていただきたいというふうに思います。

続いて、県の総合博物館についてでございます。

企画展などの御案内もいただきますので、伺うこともあるんですが、博物館本体、さらには近隣にある文化財の民家が展示されている民家園など、特に歳入とか施設経営という面から、まだまだ施設として伸び代があるんじゃないかなと感じているところです。

まず、前提を確認しますが、宮崎県には県総合博物館単独の経営計画は存在するのでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県総合博物館は、資料の収集・保存、調査研究及び教育普及活動等を展開し、本県の自然や歴史に関する様々な体験や学習の機会を広く県民に提供することを目的とした、公の社会教育施設であります。

このような公益性の高い施設であるため、収益を目的とした経営計画はございませんが、5年ごとに運営の指針である中期運営ビジョンを策定し、展示計画や入館者数、外部運営資金の獲得など、あらゆる観点から目標となる指標を定めて運営しております。

○山口俊樹議員 中期運営ビジョンというものがあるといってございまして。私もこちらを確認させていただきましたが、今年度が更新年度ですね。確かに入館者数とか目標などを定めてあるんですが、それが施設運営のコストとかとどう関係しているのか、そもそも運営にどれぐらいお金がかかっているのかというのがなかなか見えづらいといいますか、計画には

載っていない、経営に関する部分が薄いかなと感じたところです。

私は、教育施設だから収入を得る必要はないというふうには思っておりません。どんな施設であっても、様々な手法や工夫で少しでも歳入確保の努力をすることが求められていると感じています。

そこで、民家園の利用状況及び民家園も含めた県総合博物館の今後の歳入確保策について、お考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 民家園は、イベントでの活用のほか、貸出しも行っておりまして、昨年度の有料利用は8件でございました。

歳入は、各種団体の助成金のほか、今年度新たに国の交付金を活用してデジタルミュージアム構築事業に取り組むなど、その確保に努めております。その他、夏の特別展は、民間企業等と実行委員会を組織して開催し、観覧料の一部が県の歳入となっております。

そのような中、令和4年度に博物館法が改正され、新たな役割として、地域活力の向上への寄与が明記されました。また、この夏の特別展では、日向灘の生き物やデジタル展示が人気を集めました。

これらを踏まえ、今後は、県内の観光や産業、文化資源をより積極的に発信し、地域活性化や観光振興への貢献に一層注力するとともに、博物館の維持・運営の視点に立った歳入確保策も研究してまいります。

○山口俊樹議員 今までも、有料利用であったり国の交付金などの活用もされていて、取組はしっかりしていますと。そんな中、博物館法の改正もあって、地域への貢献とともに、今後は歳入確保についても研究していきますよという御答弁でございました。

例えば、単純に入館料を見直すとか、駐車場を時期によって有料化する、文化財管理のノウハウとかを生かして、民間の皆さんの絵画とかを有料で保管するとか、新しいサービスも考えられるのかなと私自身は感じているところです。答弁を伺っていると、教育長も同じ方向を向いていただいていると思いますが、将来的に文化とか施設を充実させていくためにも、自ら歳入を得る努力というのは大事だと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

中期運営ビジョンについては、更新作業がかなり進んでいると思いますけれども、可能ならば、今回の質問を受け止めていただいて、運営のコストに関する明確化とか、歳入アップへの取組に触れるとか、目標の記載の見直しとか、できるところをもう一度、更新作業をちょっと見直していただけないかというところを取り組んでいただきたいと思います。5年に一度の更新でございます。博物館の運営が時代に取り残されないように、新しい視点も踏まえた更新を期待しております。

続いて、個別施設計画について触れます。

個別施設計画は、一つ一つの施設の維持管理とか改修について定めたもので、施設の長寿命化とか、今後の在り方を検討する上で大切なものだと私は思っています。宮崎県でも各施設で個別施設計画が策定されているようではありますが、実はほとんど公表されておりません。計画の進捗を確認したり、施設の今後を議論するためにも公表していただきたいと私は思っております。

そこで、個別施設計画の公表についての検討状況と計画の進捗管理はどのように行っているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 個別施設計画のうち、建物系施設につきましては、計画を所管する各課と、現在、公表の在り方等について協議を行っているところであり、今後、他県の状況も参考に鋭意検討してまいります。

次に、県計画の進捗管理についてであります。総務部が所管する行政系施設及び職員宿舎については、財産総合管理課において、施設の保全工事や用途廃止等の状況を毎年調査し、確認しております。また、総務部以外の建物系施設の計画については、各所管課で進捗管理を行っており、それらの状況は、庁内関係課で構成する公有財産調整委員会等を通じて共有しているところであります。

○山口俊樹議員 公表については、在り方も含めて鋭意検討を進めているということで、前向きな答弁をいただいたと思っております。また、進捗自体は、建物系施設については各所管課でそれぞれしていて、情報共有は庁内の会議で行っていますよと。

建物系施設とインフラ系施設というのが実はあって、インフラ系は県土整備部が担当になっているんですかね。それはそれとして別途あるようですので、今回はあくまで総務部所管のところについて触れていきたいと思います。

進捗管理については、各課で行っているようですけれども、私、議員の立場でいろいろ話を聞くと、各担当課で計画の取組とか責任の捉え方にちょっと違いがあるなと感じることがあります。この個別施設計画には、上位計画、個別施設計画を全部まとめたものがあって、それが公共施設等総合管理計画というものであります。その計画が総務部の所管だと私は認識しているところです。

そこで、個別施設計画の進捗管理の責任の所

在をより明確化して着実に計画を進めるためにも、上位計画の公共施設等総合管理計画を所管する総務部が、各個別施設計画の進捗管理も主体となって行うべきではないかと考えますが、総務部長の見解を伺います。

○総務部長（吉村達也君） 公共施設等総合管理計画は、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図るための基本的な方針を定めた全体計画であり、基本方針に基づき、各施設の所管課が今後の施設の方向性を示す個別施設計画を策定し、建物の修繕・改修等に計画的に取り組むこととしております。

総合管理計画を所管し、予算を管理する総務部と個別施設計画の所管課が連携して適切に進捗管理を行うことにより、将来に向けた計画的な施設整備につながるものと考えておりますので、総務部が中心となって、公有財産調整委員会等の機能を強化しながら、各個別施設計画の推進を図ってまいります。

○山口俊樹議員 既存の進捗管理の会議体である公有財産調整委員会などの機能を強化しますということでした。総務部が中心となってという言葉もいただきましたので、向いている方向は同じかなと思います。しっかりとした計画の推進をお願いいたします。

続いて、財政、業務効率化について伺います。

まず、今議会でも坂口議員をはじめ多くの方が取り上げている、いわゆる103万円の壁に関して伺います。

河野知事は、知事会などを通して、国に様々な意見を伝えているようですけれども、その様子を見ると、103万円の壁の撤廃には反対なのかなと、知事会は抵抗しているのかなと捉えられるように映ります。実際に先日、私もある懇

親会で「知事は反対なのか」というふうに聞かれました。「そんなことないと思いますよ」とは言っておきましたけれども、このように、きちんとした立場とか思いが伝わらないと誤解が生じてしまう気もしますので、お伺いします。

いわゆる103万円の壁に係る基礎控除の見直しについて、知事の立場、見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 所得税等の基礎控除額の引上げにつきましては、先日の全国知事会でも活発な意見交換がありました。御指摘がありましたように、私としては、決して反対の立場ではなく、継続した物価高や賃上げの動き、また多くの産業で人手不足が顕著となっている昨今の社会情勢において、雇用や所得環境の改善のため、将来のあるべき議論をすることは大変意義があることと考えております。

長年にわたり、懸案として議論、課題として提示されていましたが、それを改めて世論喚起をする、大変意義があったものと考えております。また、このようなスタンスは、全国知事会でも同様でございます。

一方、地方自治体の長としましては、福祉や教育など欠かすことのできない行政サービスを維持しつつ、人口減少対策や国土強靱化等の重要施策に取り組んでいく責任がありますので、大幅な減収の可能性のある減税という面、その影響というものを見極める必要があるということと、さらには、所得税は約3割が交付税の原資になっておりますので、所得減税が交付税の減にもつながるというところも見極める必要がございますし、また、これがいつから見直しが始まるかということがありますが、地方自治体においては、様々なシステム改修等の事務負担という問題もございます。

さらには、非課税というものが様々な施策を

する上での基準となっておりますので、これが動くことにより、例えば保育園に対する支援策だとか、それに伴う自治体の負担増というものもありますので、様々な課題について、きめ細かく見ていく必要があると。現在、行われている議論の動向を注視し、地方行財政運営に影響が生じないように、政府・与党関係者に強く求めていく必要がある。また、税財政の委員長として、その部分をしっかりと伝えているということが、先ほどのような受け止めにつながっているものと考えております。

この103万円の壁を含む年収の壁問題につきましては、基礎控除だけでなく、扶養控除など他の控除制度の問題もありますし、社会保険料、106万の壁、130万の壁、そういったものの調整ということもございます。国・地方の税財政への影響など、整理すべき課題が多くあります。多岐にわたる論点がございますので、将来に向けて、しっかりと腰を据えた議論が必要な社会的課題であると認識しております。

○山口俊樹議員 反対の立場ではないと。ただ、地方自治体を預かる立場として、国に言うべきことをしっかり言っているんですよということであろうと思います。県民に知事の考えが誤解なく伝わるように、情報発信に努めていただければと思うところです。

さて、ここ最近、手取りがかなり意識されるようになりました。これまで平均収入とか時給とか、そういった形で政策議論はあったかと思いますが、手取り、可処分所得についてのデータは、あまり触れたことはありません。

そこで、宮崎のデータをちょっと確認したいなと思っております。先にちょっとネタばらしをしますと、実は可処分所得のデータはないというふうに聞いておりまして、一定の仮定をし

た上での試算という形になろうかと思いますが、それで構いませんので、県内在住、30代前半、単身の男性サラリーマンの年間給与収入と可処分所得について、平成15年、平成25年、令和5年の額は幾らになるのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 可処分所得とは、一般的に、年間給与収入から所得税、住民税及び社会保険料を差し引いたものとされております。

議員御質問のモデルに相当する年間給与収入のデータがありませんので、あくまでも、既婚者のデータも含まれている厚生労働省の賃金構造基本統計調査による給与及び賞与額等を年間給与収入として可処分所得を試算しますと、平成15年の年間給与収入が約381万円、可処分所得が約315万円、平成25年の年間給与収入が約356万円、可処分所得が約283万円、令和5年の年間給与収入が約405万円、可処分所得が約319万円となります。

○山口俊樹議員 かなり苦勞して試算いただいたと聞いております。ありがとうございます。

あくまで試算という形なので、参考的な数字として議論を進めていきますが、平均収入は伸びているので、当然手取りも増えているのかなと思ったところ、30歳の独身のサラリーマンの方だと、20年前と昨年が一緒ぐらい、そして10年前は、今より手元に残るお金が少なかったということです。10年前の30歳はまさに私の世代になりますので、そうだったんだと、ちょっと衝撃でございました。

一定の仮定条件を設定しての数字という前提ですけれども、こうした可処分所得のデータは今後大事にしていくべきだと思います。例えば、婚姻数が減っているのは収入が減っている

からじゃないかという想定がある際に、これまでは平均収入などをベースに見ていたけれども、可処分所得ではどうなのかという視点とかですね。平均収入よりも、より生活実態を捉えやすい可能性が高いので、手取りが注目されている今回を機に、政策議論においても可処分所得を参照することもひとつ御検討いただきたいと思います。

続いて、歳入面から質問いたします。

次年度の予算編成方針が出されました。個人的に「おっ」と思ったのが、6月に質問した施設の使用料等についての記載でございます。前年度は「原則として、前回改定から3年以上を経過する使用料・手数料の見直し」となっていましたけれども、今回は「すべての使用料・手数料の見直し」との記載になっておりまして、聖域なく見直す姿勢が見てとれます。

令和7年度の当初予算編成に向けて、使用料・手数料の見直しをどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 県の施設の使用料や各種手続の手数料につきましては、受益者負担の観点から、毎年度、全庁的に見直しに取り組んでおります。

一方で、近年、賃上げや物価高を背景に、清掃委託料、修繕費、光熱水費などの施設の管理に要する経費が急激に増加するとともに、各種許認可等を担う県職員の人件費も伸びてきております。

このため、令和7年度当初予算編成において、特に賃上げ等が顕著なこの数年間、料金が据え置かれているものを中心に、改めて重点的な精査を行い、他自治体の同種の施設及び業務における状況等も踏まえつつ、必要な見直しを進めてまいります。

○山口俊樹議員 施設運営に必要なコストをしっかりと把握した上で、公共施設として受益者などに負担をお願いするところは、しっかりと定めていただければと思います。

続いて、歳入確保の一つである、ふるさと納税について伺います。

宮崎の各自治体は非常に積極的に取り組んでいて、宮崎市は今年度、100億の太台が見えてきたようです。

現状を確認いたします。宮崎県のふるさと納税の現状と、ふるさと納税に対する県の考え方について、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） ふるさと納税制度は、ふるさとに対し貢献または応援したいという納税者の思いを実現する観点から創設されたものであります。その積極的な活用により、地域に対する関心や愛着を深め、交流人口の拡大等を図ることで、地域活性化や人口減少対策に資することを目的としております。

県としましては、その趣旨を踏まえ、運用しているところでありまして、その実績につきましては、令和5年度が対前年度比12%増の約1億1,000万円となっており、マンゴーや牛肉、ウナギなどの返礼品を中心に好評をいただいております。

ふるさと納税についても、本当に様々な論点がございます。過度な返礼品競争に陥らないよう、節度を持って、今の制度の中で最大限税収を上げる努力をすべきであるというのが基本的な立場であります。一方で、制度に内在する課題として、政令市においては、200億、300億というオーダーでの減収につながっている。

このことをどう考えるかということも問題提起されているということはしっかりと把握した上で、私としましては、一人でも多くの皆様に

宮崎のファンになっていただき、県及び市町村のふるさと納税の一層の活用を促進するため、特産品や観光など、様々な魅力のさらなる磨き上げやPRに取り組んでいるところであります。

○山口俊樹議員 一応1.1億円ということでございます。基礎自治体の邪魔をしないようにという視点もあろうかと思いますが、ちょっと寂しいかなと思っていますところです。例えば、市町村をまたがる旅行とかツアーなんかを返礼品にできないかとか、基礎自治体単独ではできない、県だからできることがあるかなと思うんですね。財政が厳しいということであれば、少し稼ぐ努力というのもしないといけないかなと思っています。

これまでのふるさと納税の議論を振り返ると、具体的な数値目標とか戦略とか、ちょっとないように見受けられるところです。これからしっかりとやっていくために、ふるさと納税についての数値目標とか戦略を定めて取り組んでいく必要があるかと思いますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 本県のふるさと納税につきましては、これまで、本県が強みを持つ食を中心とする返礼品の開拓などに取り組んできたところであります。今年度は、より多くの方に利用いただけるよう、本県への寄附を受け入れるためのポータルサイトの追加や返礼品の拡充に取り組んでいるところであります。

返礼品の選定に当たりましては、議員からも御指摘ありましたように、県の取組というものは市町村を邪魔することになりかねない。同じものが重なるわけありますので、そこが奪い合いになってはいけないということで、これも非常に重要な観点でありまして、県において

は、市町村の枠を超えた県独自の県産品詰め合わせ商品の開発などにも戦略的に取り組んでいるところでもあります。

県としましては、今後、本県への観光誘客に向けた宿泊・旅行型商品の導入など、食以外にも魅力ある返礼品の充実を図ることとしておりまして、返礼品の数を、現在266であります、例えば令和8年度末までに400とするような目標を掲げながら、しっかりと取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 令和8年度末までに返礼品の数を266から400に増やすと。ふるさと納税についての具体的な目標に、恐らく初めて言及いただいたのではないかなと思っております。また、宿泊・旅行の商品導入にも触れていただきました。ぜひ令和8年度と言わず積極的に取り組んでいただいて、国が認めている制度ですから、しっかり枠の中で、いろんな議論があっても活用していただきたいというふうに思っております。

この項目の最後に、業務効率化について伺います。

行政のDX化が言われておりますけれども、宮崎市では、DX化を進めるために、ペーパーレスを積極的に進めているそうです。全ての紙を廃止するということではなくて、必要性などで区分分けして、コピー機の印刷記録が見える化、数値化して、ペーパーレスを意識づけする取組をしていて、この1年で約40%近い削減率となったようです。

業務効率化につながるDX化とかデジタル化を進めるためにという前提でございますけれども、その前提でペーパーレスを進めるとしたときに、宮崎県におけるペーパーレスの目標があるのか、またペーパーレスへの取組について、

総務部長に伺います。

○総務部長（吉村達也君） 県においても、業務の効率化や行政サービスの利便性向上を図るため、デジタル化を進めており、ペーパーレスは、効果的・効率的にデジタル化を推進する上で欠かせない取組と位置づけております。

このため、公文書のデジタル化やウェブ会議の積極的な活用、各種行政手続のオンライン化のほか、来年4月からは電子決裁機能を有する文書管理システムを導入するなど、ペーパーレスの取組を順次進めております。

具体的な数値目標は設定しておりませんが、今後もデジタル化の取組と並行して、先進自治体の事例も参考にしながら着実に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 具体的な数値は定めていないけれども、取り組みますということでございます。来年度には、庁内の決裁についても電子決裁が拡充されるということですから、強力に進めるにはいいタイミングじゃないかなと思います。紙をなくすることが目的ではありません。実際、私も今、紙を使って議論しておりますので、全ての紙をなくしてほしいということではなくて、デジタル化の第一歩、業務効率化の第一歩に、ペーパーレスは欠かせないことだと思いますので、目標や数値の見える化をして取組を進めていただければと思います。

続いて、運転免許及び交通についてでございます。

まず、運転免許について、来年の春からマイナンバーカードと免許証を一体化させたマイナ免許証の運用が開始される方針のようです。

本県における免許証とマイナンバーカードの一体化の具体的な手続について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） マイナンバーカードと運転免許証の一体化の手続につきましては、現行の運転免許証の更新等の手続と同様に、宮崎、都城、延岡の各運転免許センター及び県内全警察署で行えるよう準備を進めております。

具体的な手続でございますが、運転免許センター等において、専用の機器を使用して、マイナンバーカードのＩＣチップ内に運転免許証の情報を書き込むことで完了し、免許更新時をはじめ、いつでも一体化の申請を行うことができます。この手続は、令和7年3月24日から全国一斉に開始することとなっています。

○山口俊樹議員 全国と一緒に3月24日から、各警察署とか免許センターでいつでも対応できますよということでございます。

マイナ免許証は任意なわけですが、大きなメリットの一つとして、優良とか一般の方は、オンラインで更新講習を受けることができ、免許センターでの手続をスムーズに進めることができるようになるということがあるようです。

そこで伺います。本県におけるオンライン講習の受講要領について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） オンライン講習は、令和7年3月24日から受講可能で、マイナンバーカードと運転免許証の一体化をしたマイナ免許証を保有している方のみが受講できます。

受講要領は、スマートフォン等からマイナポータルにログインし、マイナ免許証をかざした上で受講することになります。

○山口俊樹議員 こちらも3月末から対応可能ですと。ただ、マイナ免許証がないと受けられ

ませんよということでございますので、免許更新の際にマイナ免許証に変えますという形にしても、オンライン講習のメリットは受けられないということになりますので、免許更新の前にマイナ免許証にすることをお勧めしたいというふうに思います。

さて、今年の夏、私も免許の更新を迎えまして、免許センターに行っていました。一応優良ドライバーですので、そんなに長時間かかることはなかったんですけども、更新の流れの中で、例えば講習までの待ち時間がちょっと分かりづらかったり、免許発行の際に大勢の前でフルネームを大声で呼ばれたりなど、いいんですけども、より配慮があるとうれしいなという場面が幾つかありました。

今回、マイナ免許証の関係で、免許センターの運営なども変えなくてはいけないというところがあると思いますので、ぜひこれを機会に検討いただきたいですし、マイナ免許証そのものの利便性もありますから、推進していただきたいというふうに思います。

そこで伺います。今後のマイナ免許証推進における取組と、マイナ免許証導入を契機とした免許事務における県民の利便性向上に向けた取組について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（平居秀一君） 県警では、ホームページへの掲載、ポスターの掲示やリーフレットの配布を行うとともに、市町村のマイナンバーカード事務担当者に対し、制度の説明や県民に対する周知促進に向けた協力要請を実施するなど、関係機関と連携して、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の周知に取り組んでまいります。

また、一体化の手続を案内する職員の増員や、利用者が分かりやすくスムーズに手続がで

きるような動線の変更等の見直しを行い、県民の利便性向上に努めてまいります。

○山口俊樹議員 マイナ免許証の周知に努めていきますし、免許センターの動線なども検討していきますよということです。数年に一度の更新だからこそ、気持ちよく更新できる環境を整えていただきたいと思います。

個人的には、市役所などのマイナンバーカード発行の手の流れでマイナ免許証もできたら便利だなというふうに思いますので、セキュリティーの課題がかなりあるようではございますけれども、県警側から出張して窓口をつくるとか、これまでの枠にとらわれない取組も御検討いただければと思います。

続いて、交通政策について2つ伺います。

まず、国内線の拡充についてでございます。

国際線は台湾便の就航など非常に力を入れていただいておりますけれども、身近な国内線もより充実してほしいと考えております。日本のあらゆるところから宮崎に来ていただける環境を整えるためにも意義があることだと思えます。

そこで伺います。国内線の拡充について、県の取組状況を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（重黒木 清君） 宮崎空港発着の国内線は、現在7路線が運航されておりますが、さらなる地域間交流を促進するため、県では、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略に基づき、新たな路線として、本県と連携協定を締結している神戸や、かつて路線のあった広島など、地方間路線の誘致を目指しております。

このため、空港ビルや就航地の自治体等と連携し、航空会社への要望活動を行うとともに、定期路線を見据え、チャーター便への支援を行っているところであります。このような取組

により、昨年11月には広島とのチャーター便が実現したところであり、本年度は2月の実施に向け、協議を進めているところであります。

国内航空ネットワークは、大都市から遠隔地にあり、高速交通網が脆弱な本県にとりまして、大変重要な交通基盤でありますので、今後とも路線の維持・充実を図ってまいります。

○山口俊樹議員 今年更新された交通物流ネットワーク戦略で、国内線については、神戸と広島がターゲットだということが明記されています。そして、今回、答弁で初めて言及いただいたんですけれども、来年2月の広島のチャーター便の実現に向けて協議中ということです。広島カープとかのキャンプの時期とも重なりますので、宮崎、広島双方で話題となるように、ぜひ実現していただきたいと思います。私も、国際線に限らず国内にも目を向けて、一緒に要望活動をしていきたいなと思えます。

この項目、最後の質問です。新幹線についてでございます。

先日、坂口議員の質問で、東九州新幹線に関する調査結果の概要などが明らかになりましたけれども、結局いつ宮崎としてルートに関する意思決定をしていくのかというのがちょっと曖昧だったかなと感じているところです。実現まで時間がかかるという知事の答弁もありましたけれども、国の動きに一定程度合わせて、県としても具体的な要望をしていく必要もあろうかと思います。

そこで、今回の調査結果を受けて、具体的なルートなどを決定する意思があるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 新幹線整備は、全国新幹線鉄道整備法に基づいて、国が主導するプロジェクトでありまして、具体的なルート等につ

いては、国が主体的に判断するものとされております。

今回の調査は、昨年、国において、基本計画路線について、従来より少し踏み込んだ表現がありますが、「地域の実情に応じた今後の方向性を調査・検討する」と、そういう方針が示されたことなどを踏まえ、県内における新幹線整備に向けた機運醸成を図ることを目的に実施したものであります。期限を設定して各ルートの優劣や実現性を判断し、特定のルートを選定しようとするものではありません。

県としましては、東九州新幹線の実現を目指す基本方針に変わりはなく、新八代ルートも含めた今回の調査結果を広く県民に共有し、議論の活性化を図りながら、引き続き、国への要望など、新幹線整備の実現に向けた取組を進めてまいります。

○山口俊樹議員 あくまでルート設定は国なので、今回の調査も、期限を決めてルートを決めることを目的にはしていませんよということでございます。今回の調査の取扱いの整理が改めできたのかなと感じています。要望活動など、やれることをしっかりと協力してまいりたいと思います。

続いて、子育て環境について伺います。

幾つかの分野を端的に伺っていきたいと思います。

まず、共通テスト、私の時代はセンター試験と呼んでいましたけれども、これについてでございます。

来年の1月の共通テストから「情報Ⅰ」、プログラミングなどが科目として入って、しかもそれが多くの国立大学での受験には必須になってきているということを皆様、御存じでしょうか。これは科目が1つ増えるので、かなり大き

な変更ですね。

そこで、宮崎県における共通テストの「情報Ⅰ」に対するこれまでの取組と、テスト後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、令和7年度大学入学共通テストより「情報Ⅰ」が新科目となり、プログラミングやデータの活用など、専門性の高い分野が出題されることを見据えて、これまで準備を重ねてまいりました。

具体的には、教科「情報」の担当の全教員を対象に、スーパーティーチャーの授業公開や県内エンジニアによるプログラミング講習などを行うとともに、大学入学共通テストを想定した学習用動画を作成し、県の学習支援ポータルサイトにて公開するなど、教員の指導力や生徒の学力の向上を図る取組を行ってまいりました。

大学入学共通テスト後は、出題内容の分析とともに課題を明らかにし、教員のより一層の専門性の向上と生徒の学力向上に取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 これまで準備はしてきましたよと。ただ、その結果というのは、今回のテストの結果を見ないと分からないので、分析して、課題がないか検証しますよということでございます。これまでの対応を検証することは、とても大事なことであり、それを明言いただきましたので、結果を共有いただいて、今後の議論を進めさせていただきたいと思います。

次に移ります。

今年の6月、私の質問で、学校における保護者負担の軽減のために、学校指定品の見直しとか教材の共有化について提案して、今まさにいろいろ動いていただいているようです。

その議論の中で気になったことが、そもそも

学校に行く際、通わせる際の保護者の経済的負担額を教育委員会は把握しているのかなということでございます。授業料以外で幾らかかって、それが高くなってるのか、それとも安くなっているのか、こういったことをデータとして把握しているのかなということでございます。

今回は県立の高等学校に限定してお聞きしたいと思いますが、県立高校に通う生徒の教材費等について、保護者の経済的負担の状況を把握しているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校の教材費等につきましては、これまで、教育活動における必要性や安全性、保護者の経済的負担の軽減等を考慮し、選定や見直しを行うよう、各学校に依頼してきております。

また、見直しを検討するに当たって、教材等のリユースや指定バッグ等を廃止するなどの具体例を示し、取組を進めるよう、改めて本年7月にも通知しております。さらに今年度は、その取組や負担の状況等の調査を行い、速やかに取りまとめる予定としており、その旨を校長会等で直接説明したところであります。

保護者の経済的負担の状況を把握し、その軽減につなげることは大事でありますので、今後も教材費等の負担が過剰とならないよう、各学校に働きかけてまいります。

○山口俊樹議員 負担軽減のために、6月の質問以降、早速動いていただいていることが分かりました。感謝を申し上げたいと思います。

一方で、経済的負担の状況については、今年度中に取りまとめる予定としているということで、私のほうでシンプルに言ってしまうと、今までその調査はしていませんでしたと、今まさにやり始めていますよということであろうかと

思います。これは恐らく各学校の校長先生の裁量とか権限にも関わってくるところもあって、触れづらいところもあったのかなと思いますけれども、議論するための基礎データだと思いますので、将来的には過去との比較も含めて行えるよう、調査の取りまとめをいただき、情報提供をお願いしたいと思います。

続いて、これまでずっと取り上げてきましたひとり親家庭医療費助成事業についてでございます。

これまで、現在、県の補助対象外となっている子供医療費の入院以外の費用の現物給付化について、一部の市町村が自らの財源でひとり親家庭のニーズに合わせて現物給付をしているという現状があるので、ひとり親家庭の負担軽減という目的が一緒ならば、県も現物給付化すべきじゃないかと主張してまいりました。これまでなかなか厳しい答弁が続いていますけれども、知事も含めて、じっくりと検討いただいたと聞いております。

そこで、ひとり親家庭医療費助成制度における、入院外に係る現物給付の補助対象化について、検討の結果を知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 生活に困窮するひとり親家庭に対する医療費助成制度は、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る上で、大変重要な制度であります。

外来受診時に窓口で補助相当額を差し引いて支払う現物給付に県が補助することにつきましては、他県や県内市町村の状況を調査し、検討いたしました。その結果、実施には多額の財源が必要となり、他の福祉サービスへの影響が懸念される一方で、既に多くの市町村が独自の判断で、全ての小中学生を対象とした現物給付化を行っている現状等を考慮し、県としては、現

状の制度を変更しないこととしたところであります。

子供の健やかな育ちを守るため、全国一律の医療費助成制度の創設の必要性について、これまでも国に対し、みやぎの提案・要望をはじめ、あらゆる場で要望してきております。

また、全国知事会においても、このテーマについては、大変切実な声として、先日の総理官邸での知事会でも提言がなされたところであります。その実現を通じて、この課題の解決を図ってまいりたいと考えております。

○山口俊樹議員　ここまでいろいろと話をし、知事に結果を伺うという流れだと、私の主張が通るんじゃないかという雰囲気を感じた方も多いかと思っておりますけれども、結果としては制度変更しませんということでございました。残念ではあるんですけれども、今回、新たに必要な予算面も含めて、知事もしっかり議論、考えていただいて結論を出したことで、次の段階に進めるのかなと思います。諦めたわけではないですし、市町村にもこの結果を見ていただいて、より深い議論ができればというふうに思っているところです。

また、今回、改めて調査していただいて、新たな課題も私としては見えてきたところです。例えば、県のひとり親家庭への補助事業は、かなりの額、子供ではなくて親のほうの医療費の補助になっているということも分かりました。もちろんひとり親家庭という意味では間違いではないんですけれども、制度のスタート時の趣旨とか想定とのずれは生じていないかなということを検証する必要があるかなと思っております。

そこで、現物給付化に限らず、ひとり親家庭医療費の制度設計は引き続き検討する必要性が

あるんじゃないかなと考えるところですが、県のことを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　ひとり親家庭に対しては、医療費助成のほかにも、児童扶養手当による経済的支援や生活安定のための就労支援など、様々な支援に取り組んでおります。

そのうちの一つであるひとり親家庭に対する医療費助成制度がどうあるべきかにつきましては、支援制度全体を俯瞰しながら、引き続き研究していく必要があると考えております。

○山口俊樹議員　1分前に知事が制度変更しませんと答弁したのを、すぐ制度変更を検討しますとは言えませんよね。ただ、制度全体を俯瞰して研究しますということは、とても大事だと思います。福祉事業の変更というのは勇気が必要なことだと思いますけれども、時代とか現状に合わせていかないと、無尽蔵に予算が増えていってしまうんじゃないかなと懸念しています。社会的に必要な事業だからこそ、その必要性を多くの方が納得する、理解できる説明が求められているというふうに思います。

ひとり親家庭についての最後でございます。

全体的な制度の見直しについて言及しましたが、具体例を一つ挙げて確認したいと思っております。窓口となっている基礎自治体から話を聞くと、DV避難者がこの制度の対象になっているのか不明確で、ちょっと運用に困る場合があるとの声を聞きました。

そこで伺いますが、このひとり親家庭医療費助成制度において、DV避難者を対象に加えることができるか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君）　本県のひとり親家庭医療費助成制度の対象者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法の対象者に準じておりま

す。DV被害により避難されている方につきましては、国の通知に基づきまして、避難された時点から1年以上その状態が継続すると見込まれる場合には、同法の対象として差し支えないこととされております。

本県の制度におきましても、DV被害により避難している方が対象に含まれることを、実施主体である市町村に周知してまいります。

○山口俊樹議員 諸条件はあるものの、実は対象に入っていますよということでございます。1年以上その状態が継続すると見込まれるというのが、また現場の皆さんは判断が難しいかなと思うんですけれども、私としては、基本的には対象に入れていくという姿勢で運用していただきたいなと思っているところです。

聞くところによると、これまで宮崎県が明確にDV避難者も対象ですよと周知したことはなくて、今回の答弁に当たって、ほかの県の状況とかをかなり遡って調べていただいたみたいです。DV避難者の方は、数が物すごく多いわけではないと聞いておりますので、なかなか顕在化しづらいところがあって、現場の基礎自治体では判断に迷う例が一つ今回で明確になったのかなと、よかったなと思っているところです。引き続き、県には密に基礎自治体と連絡を取っていただいて、実際の運用において困り事がないかなど、事業の改善に努めていただきたいと思います。

続いて、養育費についてでございます。

私の周りにも払っている人、受け取っている人、受け取っていない人、様々いまして、実態が捉え切れない課題だなというふうに思っています。

そこで伺いますが、宮崎県における養育費の受給率の現状と県の認識について、福祉保健部

長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 令和4年度のひとり親生活実態調査におきまして、本県では、ひとり親で養育費を受領している割合は27%であります。

また、令和3年度に国が実施した全国ひとり親世帯等調査におきましては、全国での養育費受領率は26.4%となっております。

県としましては、養育費は家庭の様々な事情により決まるものでありまして、受領率そのものを評価することは難しいと存じますが、希望する全てのひとり親世帯が養育費を受け取れることが重要であると考えております。

○山口俊樹議員 約3割の受領率というデータがあるようです。この基となっている調査は、アンケート調査をベースにしていたり、調査のタイミングも5年置きとか数年置きに行われているもののようなんですね。ほかにタイムリーに実態把握ができるものがないかなと考えていたんですけれども、児童扶養手当の申請データを活用できないかなというところを思いつきました。毎年申請データがありますので、かなりタイムリーに状況把握ができるんじゃないかなというふうに思います。

そこでお伺いいたしますが、養育費の実態について、これまで県が実施してきたアンケートとは別に、県とか市が保有する児童扶養手当のデータを活用した調査ができないか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） ひとり親の児童扶養手当の受給者は、毎年現況届の際に、養育費の受領状況を申告いたします。また、児童扶養手当事務は、町村在住者は県、市の在住者は市が担っております。一定の作業は必要になりますけれども、県におけるデータを

用いて、町村在住者の養育費の受領状況を把握することは可能でございます。

なお、現在、県で実施しておりますひとり親世帯生活実態調査は、統計上、十分なサンプル数であります約1,500世帯からの回答を基に取りまとめておまして、養育費の受領率や金額、養育費に係る取決めの状況など、必要な情報は得られております。

○山口俊樹議員 ありがとうございます。技術的には可能であるということでございます。県としては、必要な情報を得られているということでございましたけれども、そこは、私としては、もう少し詳細なデータであったり、タイムリーなデータが欲しいなというふうに思っておりますので、ぜひやれる範囲で御協力をお願いしたいと思います。

ちなみに、宮崎市にもちょっと聞いてみたところ、データの回収とかそういったものは、お金がかかってくる可能性が高いということで、やっぱり多少ハードルがあるんだなというふうに思ったところです。このあたりについては、今後しっかり議論していきたいなと思っております。

養育費については、課題があるということは何となくみんな分かっている、具体的な解決策まではなかなか行き着いていないという現状があると思っています。議論とか政策立案のためにも、現状をしっかり把握することがまず大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日最後の質問でございます。

2026年度から実施される予定の「こども誰でも通園制度」を御存じでしょうか。これは、親の就労要件に限らず、一定時間の利用枠の範囲で通園が可能という制度になっているんですけ

れども、現在、様々な自治体で導入に向けて試験運用がなされています。ちょっと調べてみると、宮崎県は、数少ない試験運用をしていない自治体となっているようです。

こども誰でも通園制度の本格施行に向けた県内の状況と、それを踏まえた今後の県の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡久山武志君） こども誰でも通園制度につきましては、今年8月30日現在、全国の118の市区町村で試行的な事業が実施されておりますが、本県を含む3県の市町村ではまだ取り組まれておりません。

令和8年度から本制度を円滑に開始する上では、試行を通じて得られた様々なノウハウや課題を県内で共有していくことが重要であると考えております。

県といたしましては、これまでも市町村や保育施設等を対象とした説明会の開催等を行ってきたところではありますが、今後は市町村とともに、保育施設等を個別に訪問し、さらに検討を促してまいります。

○山口俊樹議員 47都道府県中44都道府県では、何かしらの試験的事業が行われていますよということでございます。今後、これまでの取組に加えて、県も一緒に保育施設等に訪問していただくということでした。ぜひノウハウをためていただきたいと思いますし、2026年度には導入が決まっていますから、スムーズに、混乱が起きずに開始できるように、基礎自治体と一緒に取組を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

本日も様々な分野を質問させていただきました。新しい取組とか、これまでなかった視点での質問もしましたので、答弁がなかなか難しいものもあったかと思いますが、とても誠実に答

えていただいたと思っております。

外部要因で財源が厳しくなるということもあろうかと思いますが、県としても、歳入を確保する努力をこれまで以上にさせていただいて、県民サービスの維持とともに、新たな取組への原資としていただくことを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分再開

○野崎幸士副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕(拍手) お疲れさまです。宮崎県議会自由民主党の下沖篤史です。傍聴に来ていただいた皆様、ネットで御視聴の皆様、ありがとうございます。

先日、プレナスなでしこリーグ1部で優勝いたしましたヴィアマテラスと県議会サッカー同好会で交流戦を行いました。知事にも参加いただき、ありがとうございました。ヴィアマテラス8人に対して、県議会チーム16人というすごいハンデの下、激闘で知事のスパイクの底が剥がれるアクシデントや、今村議員のシジマールなみのセーブ、無得点王メッシこと日高博之議員の活躍もあり、ヴィアマテラスの気遣いの下、辛うじて勝利いたしました。翌日からの筋肉痛に皆様も苦しまれたと思います。来年も参加のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

2022年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻、2023年10月に発生したガザ地区の武装勢力とイスラエル軍との交戦等の国際情勢の変化や、2022年3月以降の円安の進行により、輸入関連商品やエネルギー等の価格が上昇し、国内の物価上昇が続き、消費者の生活防衛意識が高まっています。

そのような中、牛肉の購入数量指数は、季節変動もあるものの、2021年半ば以降、低下傾向が顕著になっており、2022年の指数平均は86.3と前年から7.5ポイント低下し、2023年は81.5とさらに4.8ポイント低下し、家庭の牛肉購入数量は大きく減少しています。

しかし、世界的な物価高や為替の影響により、国産牛の需要量は、輸入牛肉との価格差が縮小したことから、牛肉需要が輸入から国産へシフトする動きもあり、増加しています。

このように国内外の影響を受けやすい牛肉ですが、県産牛肉の消費拡大に向け、県としてどのように取り組まれているのか、知事にお伺いいたします。

ほかの項目につきましては、質問席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

牛肉消費の伸び悩みは、枝肉や子牛の価格低迷につながり、肉用牛農家の経営に大きく影響しておりますことから、出口対策として、消費や販路を拡大していくことが大変重要であると考えております。

このため、私自身も侍ジャパン等の合宿の機会やダンロップフェニックストーナメントなどの機会を捉え、宮崎牛を贈呈することにより、

「おいしさ日本一宮崎牛」をPRするとともに、アメリカにおけるトップセールスなども行ったところであります。

今年のダンロップの表彰式では、アメリカのマックス・マクグリービー選手が優勝しましたが、贈呈するときに宮崎牛について伺って見たら、「この1週間、毎日食べていた。世界一の牛肉だ」と、優勝者スピーチの中でも、宮崎牛をはじめ、和食がとてもおいしかったとおっしゃっていただきました。今回、来日は2回目という選手でありましたが、すごく高く評価いただいたなと手応えも感じたところであります。

これらに加え、9月補正予算で措置しました県内の宮崎牛指定店レストランで使用可能な割引クーポン付きの「宮崎牛ガイドブック」の発売を、今日11月29日、「いい肉の日」から開始しましたほか、インバウンド需要を取り込むため、大都市圏におけるホテルコンシェルジュを対象としたセミナーの開催も行っております。

さらには、ハラール対応工場が立地し、ハラール認定も受けたところでありますので、8月には、都内でハラール対応の和牛レストランを宮崎牛取扱指定店としたということもございますし、新規市場であるイスラム圏域の輸出に向けた現地でのプロモーションにも取り組むこととしております。

引き続き、関係団体等と一体となって、国内外における県産牛肉の消費拡大にしっかり取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○下沖篤史議員　ありがとうございます。

こういうPRはずっと続けていくことが大事ですし、どんどん広げていくのも大事だと思っております。あと、「宮崎牛ガイドブック」、本日から販売ですが、結構売り切れているとこ

ろもあって、買い占めている方もいらっしゃると思います。何冊も買われてる方をちょっとお見受けしましたので、御報告しておきます。

本日、江藤大臣がメディアの中でも言われていましたが、中国への輸出に向けて頑張っていくということで、これは肥育農家さんやいろんな販売の現場からも再開を望む声がたくさんありますので、江藤大臣とともに、知事も一緒になって、中国への輸出再開に向けて頑張りたいと思います。

続きまして、株式会社日本政策金融公庫の消費者動向調査をちょっと調べましたら、食肉、卵、牛乳を購入する際、どのようなことに気を遣っていますかと尋ねたところ、いずれの品目においても、価格、鮮度については関心が一番高いんですけれども、飼料やどのような環境で飼育したかなど、生産段階での飼養環境については関心が低い傾向にありました。

価格、鮮度については、いずれの品目においても「気にする」と回答した割合が9割と高い結果となっております。国産かどうかについては、「気にする」と回答した割合が7割、国産のどこの産地かについては、いずれの品目においても「気にする」と回答した割合は4割台となっております。そして、牛肉について、赤身の肉と霜降りの肉、どちらを購入するかと尋ねたところ、「主に赤身の肉を購入する」とした回答の割合が69.8%となっております。

このように牛肉のニーズの多様化が始まっていると思いますけれども、県としてどのように考えているか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君）　これまで、輸入牛肉との差別化を図るため、国や自治体、生産者、関係団体が一体となって、肉質に重点を

置いた改良に取り組み、その成果として、世界に誇る和牛ブランドを確立しました。

一方、近年は、脂肪交雑の少ない牛肉等を求める声もあり、消費者ニーズも多様化していると認識しております。

このため県では、消費者の視点に立った牛肉生産を進めるため、味、香り、食感といった新たな指標を含めた改良にも取り組んでおります。

現在、国は、今後10年間の肉用牛生産に係る基本方針の改訂作業を進めているところであり、それらの動向も注視しながら、今後の牛肉生産の取組について、生産者や関係団体として議論してまいります。

○下沖篤史議員 これをお聞きしたのが、熊本のあか牛、赤身を大切にしているところなんですけれども、そこの子牛価格がこちらの平均価格を超えるぐらいの値段で今取引されているという話も聞いた中で、やはりいろんな食のニーズが牛肉に関しても広がってきているのかなと感じ、この質問をさせていただいたところであります。

続きまして、中山間地域における放牧推進の現状と課題なんですけれども、G7宮崎農業大臣会合で採択された宮崎アクション等を踏まえ、粗飼料自給率100%に向けた取組を加速し、国際情勢の影響を受けにくい持続可能な畜産経営への転換を図る、その実践メニューの中で、放牧の取組を支援する中山間地域放牧推進事業の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 県では、海外資源への過度な依存からの転換を図るため、グリーン成長プロジェクトにおいて、畜産分野では、粗飼料自給率100%を目標として取り組んで

おります。その中で、飼料基盤の脆弱な中山間地域においては、牧草等の粗飼料を確保できる放牧を積極的に推進しております。

具体的には、現在、南那珂地域と西臼杵地域において、放牧に取り組む畜産農家で構成する協議会が、中山間地域放牧推進事業を活用して、放牧の普及啓発を図る研修会の開催や、放牧地に設置する電気牧柵などの施設整備等を進めており、県は、地域の関係機関と連携し、その取組を支援しているところです。

○下沖篤史議員 飼料価格高騰と子牛価格の下落により、畜産農家の離農が相次いでおります。このままでは本県の基幹産業である畜産業の縮小が危惧されます。現状、全国の相場や世界情勢を鑑みますと、子牛価格の上昇、飼料価格の降下は難しい状況です。

畜産業の課題解決のために、農林水産省では、低コスト・省力化、耕作放棄地等の再生利用等を推進するため、肉用牛や酪農の放牧の取組を推進しております。また、山間地では、鳥獣害対策に有効との報告もあります。

そこで、県内における放牧の取組状況と課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 令和5年度に、県内で放牧に取り組んでいる農家数は93戸で、放牧頭数は約1,300頭、面積は297ヘクタールとなっております。

放牧は、飼料費等のコスト削減や飼養管理の省力化、繁殖成績の向上など、農家経営の観点からメリットが多いと考えております。

一方で、放牧を行うためには、家畜の頭数に応じた一定の面積の放牧地や飲用水を確保し、牧草地を造成する必要がある、また、急峻な地形では、電気牧柵の設置等の管理作業が容易でないといった課題もあります。

県としましては、今後とも、農家に対し、放牧に係る施設整備等の支援や技術的な助言を行い、放牧を推進してまいります。

○下沖篤史議員 私も放牧農家さんを2軒ほど訪問させていただきました、その中で、かなり新しい取組をされている農家さんもありました。関係機関と一緒に、新しい放牧に適している牧草とか、様々な実験を繰り返して、放牧の新しいやり方を見いだしたりする中で、40万円で売れば、うちは全然10万円残るというような試算もできるぐらい技術的に確立している方たちもいらっしゃいました。

そういう中で、やはりマニュアルがないから、やりたくても一から自分で実証実験していくようなことは難しいので、できればそういう農家さんのデータを積み上げて、いろいろな情報を取り入れて早めにマニュアル化できると、今、コストを含めて労力で困っている生産農家さんとかが放牧に参入しやすいのかなと思いますので、そこら辺の研究もぜひやっていただきたいと思います。

続きまして、のこくず（おが粉）の安定確保と価格高騰対策です。

今年に入って、農家さんの方々と意見交換を行いますと、飼料高騰に加え、家畜の敷材に使いますおが粉の価格上昇や供給量が不安定化していると聞いているのですが、その現状について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） おが粉には、低質な購入丸太などを原料に専用の機械で生産するものと、製材工場で製材する際に、副次的に生産されるものがあります。

このうち、購入丸太から生産するおが粉は、原料価格の影響を受けやすく、原木輸出の増加や木質バイオマス発電施設の稼働に伴い、原料

が値上がりしている状況にあると聞いております。

また、製材工場で副次的に生産されるおが粉は、製材量の影響を受けやすく、近年の住宅着工戸数の減少などにより、製材品の需要が減っているため、減産している工場が多いことから、おが粉の生産量も少なくなっているものと推測されます。

このような状況が、おが粉の価格上昇や供給量不足を招いているものと考えております。

○下沖篤史議員 おが粉は、畜産業にとって欠かせない資材であります。価格と供給の不安定化は、畜産業の振興に大きく影響を及ぼしかねません。

様々な業界の意見を伺いますと、現在の価格上昇、供給の不安定化の原因は、おが粉の供給事業所のみならず、運送業、そして、それを使う畜産業界の全ての問題が連動して、価格上昇と不安定化を招いていると考えられます。

おが粉の価格安定化や必要量の確保に向けて、製材事業者、運搬事業者、畜産事業者を集めて、意見交換の場を持っていただけないかという業界からの意見もありました。そこで、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） おが粉は畜産農家で広く利用されておりますが、一部の地域では、供給量の減少により価格が上昇し、畜産経営に影響が出ていると認識しております。

このため県では、製材業者に対し、おが粉の供給や価格の状況等の実態調査を行い、各農林振興局、西臼杵支庁の相談窓口を通じて、畜産農家へ入手方法に関する情報提供などを行っております。

今後は、県に加え、木材産業や畜産関係団体が情報共有や意見交換を行う場を設け、おが粉

の確保に向けた具体的な取組や連携方法について協議してまいります。

○下沖篤史議員 畜産業は分業化ができていて、その間での情報交換が結構できていない。あちらに任せて、こちらに任せて、ちゃんと分業できています。

けれども、関連業界との連携とか意見交換という場所がなかなかないと業界の方たちも言われていたので、できれば、そういう中で情報を共有して、どこの部分に負担がかかっていて、それをどう改善していけばいいのか、のこくずが足りないから、高いからと農家さんに補助金を出したところで、絶対価格は収まらないし、どんどん上がっていく方向になると思いますから、そこら辺は、関係団体を含めて、どこに問題がある、どこをお互い改善すればコストを下げられると、みんなが協力しないと価格上昇は止まらないと思いますので、ぜひともそういう場所をつくっていただきたいと思います。

次に、田んぼダムの取組状況と課題についてです。

近年、地球温暖化に伴う気候変動の影響により、洪水などの水害が頻発・激甚化するとともに、水害のリスクが増大、懸念されている中で、営農しながら取り組むことができる、地域の防災・減災に貢献する田んぼダムの取組が注目されています。

水田は、食料を生産する本来の機能に加え、多面的機能の一つとして、大雨の際に雨水を一時的に貯留し、時間をかけてゆっくり下流に流すことができ、洪水被害を防止、軽減する役割を果たしてまいります。

田んぼダムは、小さな穴の空いた調整板など、簡単な器具を水田の排水口に取り付けて流出量を抑えることで、水田の雨水貯留機能の強

化を図り、周辺の農地、集落や下流域の浸水被害リスクの低減を図る取組です。

大規模な施設を造成する必要がなく、安価で、すぐに効果が発揮できることが大きな特徴で、各地で取組が広がっていますが、県内での田んぼダムの取組状況と課題等について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 田んぼダムは、流域治水の一つとして、水田の貯留機能に着目し、大雨時により多くの水をためることで下流域の浸水被害の低減を図る取組であり、現在、県内では、多面的機能支払交付金の活動の一環として、35.7ヘクタールで実施されております。

一方で、田んぼダムに取り組む上では、貯水量の増加による畦畔の管理や水稻の生育などへの影響を十分考慮する必要があります。

このため、取り組む農家が、田んぼダムの意義や効果に加え、想定される維持管理の労力や営農への影響などを認識するとともに、地域住民や関係機関が、田んぼダムに取り組む農家の負担をはじめとする流域治水についての理解を深めることが重要であると考えております。

○下沖篤史議員 ありがとうございます。

水害につながるような豪雨はいつ発生するか分かりません。そのため、地域が田んぼダムの恩恵を得るためには、地域で農業が持続的に営まれ、農地が健全に保全され、田んぼダムの取組が継続して行われる必要があります。田んぼダムを通じて、地域の農業や防災・減災の理解が深まり、地域住民や様々な関係者のつながりが強化され、地域の持続性と協働力が向上することを期待するものであります。

このような田んぼダムの今後の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（殿所大明君） 田んぼダムに取り組むに当たっては、課題や影響についてしっかり分析し、対応することが重要であります。

このため、現在、県内3か所において、実証圃場での調査・検証を行っており、水田や排水路における大雨時の水位観測や水稻の生育調査を実施するとともに、協力農家に対して、排水ますや畦畔の維持管理にかかる時間や労力、稲の品質・収量等に関するアンケートを実施し、実態の把握を行うこととしております。

今後は、これらの実証圃場での検証結果を分析し、農家への情報提供や地域住民等の関係者の理解を深める取組に生かしてまいります。

○下沖篤史議員 宮崎は上流部に広大な水田地帯が地形上なかったりするので、なかなか実証が難しいかもしれないですけども、いろいろアイデアを出して取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、消防・防災行政についてです。

2024年元日の地震で、能登半島北部の奥能登地方では、道路網が寸断され、山あい孤立集落が続出しました。石川県が市町などを通じて把握した分だけで、その数は最大24地区3,345人に上ったそうです。平地が少なく、海沿いを走る幹線道路のすぐそばに山が迫る。その道路や集落につながる道路で崩落などが相次ぎ、山あいの集落は軒並み陸の孤島と化し、10日以上、支援が届かなかった集落が多発しました。

本県においても、大規模災害による孤立集落の発生が懸念されております。

そのような中、宮崎県備蓄基本方針では、自治会等における備蓄について、発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治会

等の組織単位で資機材の整備や食料、飲料水、そのほか生活必需品等の備蓄に努めるとなっております。

自治会等の防災倉庫には、発電機や照明等の資機材は準備されているが、食料、飲料水、生活必需品の備蓄が進んでいないように見受けられますけれども、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 大規模災害時には、自治会単位での備蓄も重要であり、宮崎県備蓄基本指針では、自助・共助の取組として、家庭や事業所のほか、自治会においても備蓄に努めるよう定めております。

このため県では、側面的な支援として、自治会等が備蓄物資を保管する倉庫や炊き出し等に必要な資機材を購入する際に、市町村を通じて補助を行っております。

また、基本指針では、市町村が行う備蓄についても、避難所等に分散して現物備蓄に努めるものとしておりますが、備蓄に係る財政負担が大きいことから、国に対し、財政支援を要望しております。

今後とも、市町村等と連携しながら、備蓄の推進に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 備蓄に係る財政負担が大きいのは分かるんですけども、今、自治会ごとに防災倉庫とか持っていますので、そういうところでの保管が一番必要かなと思っております。

これは市町村とも連携して、市町村も中心部の大きな倉庫とか何とか跡地とかにまとめて置いているんですけども、実際、災害が起きれば、台風の時にもですが、毎回、水を運び出して、また戻してとするんですけども、そういうのがあるんだったら、地区ごとにある防災倉庫とかに備蓄するよう、県とも協力して、市町

村のほうでも分散を呼びかけていただきたいと思います。

続きまして、令和 6 年10月12日、宮城県利府町のグランディ・21特設会場で開催されました第30回全国消防操法大会ポンプ車操法の部に、宮崎県代表として小林市消防団第 1 分団第 5 部が出場しました。小林市消防団としては初めての全国大会出場となりまして、審査総合得点171.5点、タイム112.3秒で優良賞、これは順位でいきますと 6 位入賞となりました。

出場に当たっては、大変な御苦労があったと聞いております。選手への支援はあるんですけれども、選手以外の団員や幹部には支援がなく、今回は宮城ということで、遠方での大会でもあり、車両輸送や操法競技の補助を行う多数の団員も必要になります。市町村の予算も限界があり、団員が自分で寄附を集めたりして、何とか出場できたというのを聞いております。

そこで、全国消防操法大会に出場する市町村に対する支援について、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（児玉憲明君） 全国消防操法大会は、消防庁と日本消防協会が主催し、消防用機械器具の取扱いや操作の基本的な技術について、都道府県を代表する消防団が競う大会であります。

大会に出場する団員の交通費は、日本消防協会が負担しており、大会の参加に要する経費が多額になる場合には、市町村に対し、特別交付税による財政措置がなされております。

なお、本県においては、大会に出場する市町村に対し、県消防協会が経費の一部を助成しております。

全国消防操法大会への出場については、消防団の消火技術の向上や士気高揚につながると考

えられることから、県としても、支援の在り方などについて、他県の状況等も踏まえ、研究を行ってまいります。

○下沖篤史議員 今回出場された小林市に聞きますと、いろんなところの予備費をかき集めて何とか数百万円準備できて、それでも足りない部分は、団員や団員の家族、知り合い、あほかの消防団の方も協力いただいて、寄附を集めて、何とか出場できたという話です。それでも大分いろいろ節約しながらやっておりました。そこら辺を鑑みて、県の代表でもありますので、今後、研究していただいて、2年に1回でするので、予算とか支援を検討していただきたいと思います。

続きまして、教育行政に行かせていただきます。

2024年11月 1 日から、自転車走行中の「ながらスマホ」や酒気帯び運転に罰則を科す改正道路交通法が施行されました。また、これらの違反を繰り返した人には、自転車運転者講習の受講を命令できる道交法施行令の改正も決定し、同日に施行されました。これにより、自転車の交通違反に対する取締まりが大きく変わることになり、携帯電話を使用しながらの「ながらスマホ」や自転車の酒気帯び運転など、重大な事故につながるおそれのある違反について、重点的な取締まりが行われるようになります。

今後、こうした状況を受けて、自転車の悪質な交通違反に対し、車やオートバイと同じように反則金を科す、青切符による取締まりの導入を盛り込んだ道路交通法が改正されました。

本年 5 月24日に公布された道路交通法において、令和 8 年 5 月までに施行される自転車の交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用される制度の概要について、県警本部長にお伺いいた

します。

○警察本部長（平居秀一君） 自転車に対する交通反則通告制度は、自動車の場合と同様、交通違反をした自転車の運転者に対し、警察本部長が定額の反則金の納付を通告し、通告を受けた違反者が反則金を任意に納付したときは、その反則行為に係る事件について公訴が提起されないという制度です。

対象となる違反につきましては、信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反等の違反が対象となる予定と聞いております。

対象年齢につきましては、交通ルールに関する基本的な知識を有し、本制度の手続を理解することのできる16歳以上の者が対象となります。

反則金の額については、今後、政令、つまり道路交通法施行令において定められる予定です。

○下沖篤史議員 16歳以上が対象ということは高校生も……。16歳以上の人が警察官の指示や警告に従わずに反則を続ける、または歩行者の通行を妨害する場合、青切符によって取り締まられることになり、高校生を含む学生や未成年者も反則金の対象となる可能性があります。

確かに自転車の危険運転には注意を払う必要がありますが、一方で、113種類近くの違反ルールを全て自転車利用者が把握するのは容易ではないです。

そこで、青切符が始まる前に、高校生等に早期周知を図る必要があると考えますが、県警本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（平居秀一君） 自転車に対する交通反則通告制度は、令和8年5月までに施行され、施行までに対象となる違反や反則金の額等の詳細が定められます。

その内容が決まりましたら、自転車の利用が多く、対象年齢でもある高校生に対しましては、早期に県教育委員会等と連携し、各高校で開催する交通安全教室や街頭キャンペーン、警察官による街頭指導等により、交通ルールの遵守の呼びかけを行うとともに、交通反則通告制度の周知を図ってまいります。

○下沖篤史議員 高校生は急いだほうがいいんですけれども、いろんな学校での警察の交通キャンペーンとかのときに、小中学生にも早めに周知を図っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、学びの多様化学校の取組です。

文部科学省によると、昨年度、全国で1か月以上学校に通っていない不登校の小中学生が34万6,482人で、前年度より4万7,000人余り増えて、11年連続の増加になったと公表されました。このうち、小学生が13万370人で10年前の約5倍、中学生が21万6,112人で同約2倍になり、不登校の理由では、学校生活に対してやる気が出ないが32.2%、不安・抑うつが23.1%、生活リズムの不調が23%と、多かったようです。

このような不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条に基づき学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができます。このような教育が行える学校のことを学びの多様化学校と呼んでおりますが、県内の学びの多様化学校の設置状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 不登校児童生徒の実態に配慮した教育を行う学びの多様化学校では、総授業時数の削減により、児童生徒の負担

を軽減したり、児童生徒の興味・関心がある内容について探究的に学ぶことができるように特色ある教科を新設するなど、特別の教育課程による教育が行われております。

国は、この学びの多様化学校について、将来的には全国に300校の設置を目指しており、本県におきましては、令和6年4月に延岡市立南浦中学校の一部の学級を指定し、いわゆる分教室という形で、県内初の学びの多様化学校が設置されました。

また、令和7年4月には、現在、夜間中学校として設置されている宮崎市立ひなた中学校の昼間部に設置されることが先日、発表されたところであります。

○下沖篤史議員 分かりました。

登校することはできるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教員や友達としか関わることができない児童生徒や、在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒、あと、強い特性から不登校の傾向があり、弾力的な教育課程の下で、個人の特性を最大限生かした学習活動を希望する児童生徒など、様々な理由から不登校や不登校傾向が見られる児童生徒の学び場として期待されている学びの多様化学校の設置に係る県の取組について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学びの多様化学校は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた役割が期待されておまして、不登校支援を充実させる一つの選択肢として重要であると考えております。

今後、市町村の求めに応じて適切な情報を提供するなど、設置に向けた必要な支援を行ってまいります。

なお、県におきましては、現時点で学びの多様化学校の設置の予定はございませんが、今年度、不登校支援の拠点として、県教育支援センター「コネクト」を設置し、総合的な不登校支援を行っているところであります。

県教育委員会といたしましては、今後、不登校児童生徒へ確実に支援が届けられるよう、体制の整備に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 先月、私たちも会派の部会で、東京の学びの多様化学校を見させていただきました。その中で、校長先生を含め、「生きる力を子供さんたちに学んでもらうというのが一番の目標です」と言われていました。行かないんじゃないかと、行けない子たちを含めて、そういう通える学校をつくることで、生きる力を学んでもらうというのが一番の目標としておりました。ぜひとも県内でも複数できると思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、ひきこもりの就労支援についてです。

大人のひきこもりとは、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によると、様々な要因の結果として、学校や仕事など社会的な参加を回避し、家族以外との親密な対人関係がない状態が6か月以上続いている状態を指します。内閣府の調査によれば、ひきこもり状態にある若者や成人の数は年々増加しており、その影響は、本人だけでなく、家族や社会全体にも及んでおります。

そこで、県内のひきこもりの状態にある方の数を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 内閣府が令和4年度に実施いたしました調査によりますと、15歳から64歳でひきこもりの状態に該当す

る方は、全国で約146万人と推計されておりまして、これを本県の人口で推計いたしますと、約1万2,000人となります。

また、調査の対象者や手法に違いがありまして、全数を把握できているわけではございませんけれども、令和4年度に本県で実施した実態把握調査によりますと、民生委員・児童委員が把握しておりますひきこもりの状態にある方の数は600人で行いました。

○下沖篤史議員 なかなか実態把握が難しいと思うんですけども、600人以上は確実にいらっしゃるのかなと思っております。

ひきこもりの状態にある本人やその家族は、苦しい思いをしながら、解決の糸口をつかめずにいるかもしれません。

身近にいる人が様子を確認して、本人に合わせたタイミングや支援を見極めていくことが大切ですが、ひきこもり地域支援センターの相談件数と実施している支援の内容について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 昨年度のひきこもり地域支援センターの相談対応件数は1,605件でありまして、相談者の状況や背景は様々であり、求められる支援内容も多様であります。

このためセンターでは、保健師や精神保健福祉士から成りますひきこもりコーディネーターを5名配置いたしまして、電話や面接、SNSによる相談、自宅への訪問、就労支援窓口への同行支援などを実施いたしております。

また、精神科医師や学識経験者などで構成されます多職種連携チームとの定期的な会議を開催いたしまして、専門的な観点からの助言を受けますとともに、福祉や就労などの関係機関と連携しながら、一人一人に合わせた支援に取り

組んでおります。

○下沖篤史議員 分かりました。

ひきこもりの方にとって、就労支援は社会復帰のための大きな一歩となります。働くことに踏み出そうとしているひきこもり状態にある方に対する就労支援について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 働くことに踏み出そうとしているひきこもりの状態にある方に対する支援については、国が設置している「みやざき若者サポートステーション」において、社会参加や就労のために必要な個別相談や各種セミナーなど、様々なプログラムを実施しております。

県といたしましても、本人の適性に応じた支援を行う観点から、これらの国の支援プログラムに追加して、心理カウンセリングや企業等での短期のジョブトレーニング等を行っており、令和5年度の施設の利用実績は1万1,506件となっております。

引き続き、国や関係機関と連携しながら、ひきこもりの状態にある方へのさらなる就労支援に取り組んでまいります。

○下沖篤史議員 本当に焦らず、スローステップで、本人に合わせた形で寄り添って就労支援をしていただきたいと思います。

続きまして、精神障がい者支援ですが、前日、前屋敷議員からも質問がありましたが、少し続けさせていただきたいと思います。

6月の一般質問でも質問させていただきました重度障がい者・児医療費公費負担事業についてなんですけれども、精神障がい者が対象となっておらず、精神障がい者が安心して精神科以外の医療機関にかかることができるよう求めるものです。

前回、市町村と検討を進めていくとの答弁でしたが、重度障がい者・児医療費公費負担事業について、精神障がい者への助成を対象に加えるため、市町村とどのように検討を進めているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 障がい者・児医療費公費負担事業における対象範囲の拡大につきましては、実施主体であります市町村の意向や実情を把握するため、アンケート調査や個別ヒアリングを実施し、対象範囲やスケジュールなどに関する意見交換を行ってまいりました。

その結果、市町村において、新たな財政負担や条例改正、システム改修が必要になるなどの課題が明らかになり、その対応について、市町村との議論を深めているところであります。

○下沖篤史議員 分かりました。

市町村といろいろな課題等が出てきているところでもありますけれども、九州では、重度障がい者・児医療費公費負担事業について、精神障がい者が対象となっていないのは本県のみであります。重度障がい者・児医療費公費負担事業について、精神障がい者への助成を対象に加えることに対する知事の考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 重度障がい者・児医療費公費負担事業は、障がいのある方の経済的負担の軽減を図り、こうした方々が身近な地域において安心して暮らしていくために、大変重要な事業であります。

先ほど部長からも答弁しましたとおり、市町村との意見交換等を通じて、それぞれの実情や課題等を把握しながら、当該事業における精神障がい者への助成対象の拡大について、協議を重ねているところであります。

○下沖篤史議員 本当に障がい者の中でも精神

障がい者に日が当たっていないので、日本のひなた宮崎と言われるぐらいですから、日が当たるようにしていただきたいと思います。

続きまして、独居老人の生活支援サービスの適用についてお伺いします。

要介護認定を受けていない高齢者は、訪問介護など介護サービスを利用できない等の制限があります。一方で、介護保険事業の中の地域支援事業を活用し、訪問介護事業者だけではなく、ボランティアなどが実施する高齢者の生活支援サービスによって、独り暮らしの高齢者の生活支援を行っている市町村もあると聞いております。

そこで、市町村が地域支援事業を活用し実施する高齢者の日常生活支援の取組状況を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 市町村では、介護保険の地域支援事業を活用し、要支援認定を受けた方や、認定は受けていないものの、日常生活において何らかの支援が必要と判断される方を対象にいたしまして、地域の実情に応じて、ボランティアや地域住民による買物支援や病院への付添いなどのサービスを提供することが可能でございます。

この事業によって、高齢者の生活支援に取り組む市町村は、令和5年3月末現在で16市町村となっております。

○下沖篤史議員 この地域支援事業を活用した高齢者の日常生活支援に関して、サービスを提供していない市町村があり、地域間で格差が生まれており、このような市町村では、ボランティアとして買物支援や病院への付添い等を行っていることも聞いています。

そこで、県として、地域支援事業を活用し、生活支援を行っていない市町村に対して、どの

ような支援を行っていくのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 介護保険の地域支援事業を活用して高齢者の生活支援を行うかどうかは、市町村が地域のニーズや介護保険事業の全体を見ながら判断することになります。

県では、市町村の判断に資するために、県内外の自治体による先進的な取組を随時、市町村に情報提供しております。

また、県内全ての市町村で配置されている高齢者の生活支援を行うコーディネーターを対象に、ノウハウ習得と相互のネットワークづくりを目的とした研修会も開催しております。

○下沖篤史議員 分かりました。ぜひとも進めていただきたいと思います。

続きまして、再生可能エネルギーについてです。

経済産業省は、再生可能エネルギーの開発を地方創生につなげようと、新たな経済対策の中に、中小規模の水力発電や地熱発電の開発支援策を盛り込むことで調整を進めており、石破総理大臣は、地方創生を内閣の重点課題として、今月にも決定する新たな経済対策にも、地方創生に向けた施策を盛り込むと示しております。

こうした中、経済産業省は、再生可能エネルギーのうち、中小規模の水力発電や地熱発電の開発が地域経済の活性化につながるとして、新たな経済対策の一つとして、その支援策を検討しています。今回の支援策を安定した電源の確保にもつなげたいと考えているようです。

企業局においては、小水力発電の導入推進を図っているところですが、このように国も支援を拡大している中、小水力発電や地熱発電の開発に係る取組について、企業局長の考えを伺い

ます。

○企業局長（松浦直康君） 企業局では、小水力発電につきましては、市町村から要望のありました71の地点において無償で調査を行い、これまで9地点が運転開始に至っております。

また、令和5年度からは、企業局独自の取組として、既存ダム小水力発電ポテンシャル調査事業を実施しておりまして、砂防堰堤や治山ダムを活用した可能性の調査・検討を行っております。

次に、地熱発電につきましては、企業局にノウハウがないことや、開発に相当な費用や時間を要することなどから、これまで特段の取組は行っておりません。

一方で、今回の経済対策におきまして、国の開発支援策が検討されるようでありますので、その動向も含め、情報の収集に努めてまいります。

○下沖篤史議員 分かりました。

日本の地熱資源の8割が国立・国定公園内にあり、これまでは各公園での地熱開発が認められてこなかった現状があり、地熱発電が遅れていましたが、今回の国の方針はチャンスと思いますので、研究のほど、よろしく願いいたします。

そして、企業局が行っている既存ダム小水力発電ポテンシャル調査事業について、取組状況を企業局長にお伺いいたします。

○企業局長（松浦直康君） 既存ダム小水力発電ポテンシャル調査事業につきましては、令和5年度から3か年事業として、県内の砂防堰堤や治山ダム等を対象に有望地点を選定するものであります。

昨年度は砂防堰堤1,238地点を調査し、ポテンシャルの高い11の地点を抽出しております。こ

のうち、5つの地点の事業可能性評価を行ったところ、2つの地点について、事業化の可能性があると考えております。

残りの6つの地点に加え、治山ダムや農業用ダム等についても、今年度から2か年で同様の取組を行うこととしております。その結果、選定した有望地点につきましては、小水力発電開発に向け、市町村と連携していく予定であります。

○下沖篤史議員 数か所あるということで、ぜひ頑張ってくださいと思います。あと、地熱発電のノウハウもいろいろ勉強していただきたいと思います。

続きまして、本県は、日照条件や積雪が少なく、土地も安価なことから、平地を問わず、山間地にも太陽光発電が活発に設置されているが、県内における太陽光発電設備の設置状況について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 国の令和5年住宅・土地統計調査によりますと、本県において、「太陽光を利用した発電機器がある」と答えた世帯の割合は9.4%で、全国平均の5%を大きく上回っており、太陽光発電設備の設置率は全国第4位となっております。

また、住宅に事業所等も含めた県内における太陽光発電の導入量は、令和5年度末時点で166万キロワットと年々増加しており、再生可能エネルギー導入量全体の半数以上を占めております。

○下沖篤史議員 大分設置されていると思うんですけども、太陽光発電事業は、ほかの発電事業と同じように長期的に行われる事業ですが、その一方で、ほかの発電事業と異なる幾つかの特色があります。

一つは、参入への障壁が少ないため、従来の

発電事業者だけでなく、様々な事業者が取り組みやすくなっております。

ここで一番問題になってくるのが、太陽光パネルを適切に廃棄できるのか、そういう懸念があります。このままでは、事業所がそのまま放置していったり、計画倒産とかして、太陽光パネルをそのまま放置して撤収するような可能性がいろいろ危惧されている中で、こうした放置や不法投棄を防ぐためには、電気を売った収益の一部を、廃棄などの費用として、あらかじめ積み立てておくことが重要です。しかし、実際に積立てを行っている事業者は少ないのが実態です。

使用済み太陽光パネルの処理について、県はどのように考えているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 使用済み太陽光パネルは、再利用や処分が適切に行われなければ、有害物質の流出や不法投棄といった問題が懸念されるため、所有者がパネルを放置せずに、循環利用、または適正廃棄する仕組みの確立が必要であります。

現在、国では、パネルのリサイクルを義務づける制度の創設など、関連法の整備も視野に入れた議論が行われており、また、県内では、民間事業者主導により、産学官が連携したリサイクル推進のネットワークづくりも進められているところであります。

県としましては、2030年代に想定されるパネルの大量廃棄に備え、国や民間事業者の動向を注視するとともに、循環利用や適正廃棄が図られるよう努めてまいります。

○下沖篤史議員 県全体の太陽光パネルの設置状況を全て把握していないということなので、まずは正確な実態を把握するために、コストを

含めた基礎的・包括的な実態調査を、市町村、県、環境省、経産省と共同で進めていくことが求められますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、土木行政についてです。

家庭排水は国県道の側溝へ基準を満たせば接続できるが、店舗・会社等の排水は接続できず、浸透式にするしかない現状であります。市道や下水がなく、国県道にしか接していない土地は、近くに農地や井戸があると、浸透式も困難な状況が発生しており、企業進出や店舗進出の弊害となっております。

そこで、店舗等の排水は国県道の側溝へ接続できないと聞いておりますが、排水の取扱い状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（桑畑正仁君） 道路側溝につきましては、雨水などによる路肩の崩壊や路面の冠水等の防止といった道路機能の保全と、道路利用者の安全確保を目的に設置しております。

このため、側溝の設計では、近隣の土地・建物からの排水は考慮しておらず、接続することによって側溝があふれ、道路が冠水するなどのおそれがあります。

国県道側溝への排水の接続については、公共下水道の未整備地区であること、家庭から放流される浄化槽排水であること、道路側溝以外に適切な放流先がないことなどの全ての要件に該当し、真にやむを得ないと認められる場合に限り承認することとしております。

○下沖篤史議員 この話題は、10月に小林で開催された「知事との本音トーク」で話題に上がったもので、知事も国県道側溝への排水接続ができない状況を御存じなかったとのことでしたが、企業誘致、店舗出店と地域活性化のため

にも、事業所からの排水の接続ができることが望まれますが、知事の見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、この問題につきましては、10月に小林市役所で開催しました地域住民の皆さんとの対話集会、「知事との本音トーク」におきまして、新規店舗の進出等に際し、事業所からの排水をどのように処理するかについて御苦勞があるということを経験したところでもあります。

この事業所からの排水の接続の可否は、店舗の新規出店や事業の移転拡大など、まちづくりや地域活性化を進める上での支障となりかねない、そういうようなおそれがあるということを経験したところでもあります。

一方で、道路側溝は事業所からの排水の流入を考慮していないため、側溝があふれた場合や排水による臭気問題が生じた場合には、近隣住民の生活環境に影響を及ぼすなど、多くの課題もあると考えております。

このようなことから、国県道側溝への排水の接続につきましては、本来の道路としての機能を維持しつつ、本県での台風等の災害リスクや他県の実例、地域の特性を踏まえ、現在の接続要件の見直しなど、その在り方について研究してまいります。

○下沖篤史議員 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 次は、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） それでは、通告に従いまして一般質問を始める前に、サッカーシューズもソールが抜けるんですね。びっくりしました。私も久しぶりにゴルフをしたときに、ソールが両足とも抜けたことがあるんですけれども、あのときには、それまでスコアが悪かったんですが、余計な力が入らなくなった

がゆえに、球が真つすぐ飛ぶようになったことを覚えております。やっぱり練習をしっかりとしないといけないなというのと、伝家の宝刀も抜くことはなくとも、手入れだけはしっかりしておかないといけないなというふうに改めて感じたところでありました。

では、質問に入りますが、今年は本当に台風の多い年でありました。私どもの地元の県議会議員と県の出先機関である北諸県地方連絡協議会との意見交換会が今月開催されました。我々議員からの質問項目に対する説明資料を頂いたり、また各所管課から、重点事項等についての説明をいただきました。地元に関する現状について知ることができる、年に一度の貴重な情報交換の場であります。

そのときに、本年3月末時点における北諸県農林振興局管内の荒廃農地面積が865ヘクタールにも上るという説明がありました。鳥獣被害や高齢化の進行等により山間部を中心に増加しているとのこと、不整形な農地や幅員の狭い農道の隣接地に偏在しているとのことでした。

現在、遊休農地の解消に向け、農業委員会は、現地確認を行うとともに、地権者に対し戸別訪問や文書により適正管理を指導され、農地中間管理機構は、農業委員会と連携して、機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地を集積・集約化する取組をしているとのことでした。

また、都城市、三股町は、地域計画策定と連動して、農業上の利用が行われる区域とそれ以外の区域を設定し、農業上の利用が行われる区域では、機構と連携し、農地の受け手確保や権利移動を進めるとともに、鳥獣被害対策や圃場の大区画化、スマート技術の導入等により、収益性の高い営農体系を推進しているとのことでした。

すが、農業上の利用が行われない区域では、非農地化等を検討されるということです。

私も、これまで市内各地を見て回ってきましたけれども、確かに山間部における荒廃農地がたくさん目に留まり、また、それとともに、人口減少が非常に進んでいるという現状を見てまいりました。景観豊かな農業が営まれることは、その地域の経済がしっかり回っているということでもあり、農村が次世代へつながっていくことでもあるんだろうと思います。

さきにも申しましたが、担い手の減少や高齢化が進み、また、農業機械や施設の更新等の負担が重くのしかかる今、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画に掲げる「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」に向けて、どう取り組んでいけるのか、知事に伺います。

残余につきましては、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

本格的な人口減少・高齢化社会の中、農業の担い手も大きく減少してきており、産地の弱体化や農村集落の衰退を危惧しております。

このため、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画では、「持続可能な魅力あるみやざき農業の実現」を掲げ、経営規模の大小や個人・法人の別を問わず、家族を中心とした産地を支える経営体を「みやざき型家族農業」と位置づけ、しっかりと支援することで、食料の安定供給に寄与するとともに、本県の農業・農村を次の世代につなげることとしております。

その実現に向けては、経営の発展段階に応じた伴走支援等による経営感覚の優れた農業者の育成や農地の集約化、スマート技術の推進など、経営発展を支える環境整備を一体的に進め

るとともに、新規就農者など次の世代を担う若い力の確保にも取り組んでおります。

引き続き、関係団体とも連携して、農業者が夢や希望を持てる魅力ある農業を実現してまいります。

なお、先ほど来、御指摘があります交流試合において、私が着用したサッカーのスパイクは、2002年日韓大会のときにはやったモデルだということをヴィアマテラスの選手の皆さんからも指摘され、懐かしいと言われてしまいました。物持ちがいいということもいいわけですが、農業と同様、新しい時代に対応した新しいモデルということも重要であろうかと考えております。来年に向けてしっかりと準備を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○二見康之議員 新しい物もいいですけども、物を大事にすることもいいのかなというふうに思います。

農家・農地を守り、地域を維持し、農村集落の衰退から守る。そのためには、今の答弁にもありましたように、経営規模の大小、個人や法人など様々な農家・農業の担い手がおられるわけですが、その経営の発展段階に応じた支援、集約化、スマート技術推進などの環境整備を進め、農業・農村を次の世代につなげるとのことですけれども、一方で、進んでいる荒廃農地の拡大、担い手不足の現状等を考えますと、都城市、三股町の地域計画策定方針にもありましたように、全部解消することは困難なことかとも思われますが、できる限りの努力をしていくことが重要だと思います。

この農地の荒廃化・遊休化をできるだけ防ぎ、今後の利活用を促進するため、県はどのような取組を考えているのかお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 担い手が減少

する中、農地を遊休化させず、維持・活用していくことは、大変重要であると認識しております。

このような中、市町村が主体となり、将来の地域農業をどのように維持・発展させ、農地を誰が守るのかということを明確にする地域計画の策定作業が進められており、県も助言等を行っているところです。

各地域における話合いの中で、農地の集積や集約、基盤整備、多様な経営体の確保といった課題が明らかになってきております。

県では、各地域にモデル地区を設定し、これらの課題解決に向けて、市町村や関係機関と連携しながら重点的に支援することとしており、モデル地区の成果を他の地域にも波及させながら、地域計画の実現を後押しし、農地の利活用が進むよう、しっかり取り組んでまいります。

○二見康之議員 地域計画策定の過程で、農地の集積や集約、基盤整備、そして多様な経営体の確保という課題があるとのことですが、例えば就農初期においては、耕作面積が比較的狭くても、営農経験を積んで、農機具等の設備の充実を図りながら、段階的に耕作面積を拡大していく農家、法人があると思います。

人や機械を効率的に運用することにより、生産の効率化、労働の省力化などが図られ、安定的な経営が見込まれる土地利用型農業は、今後の地域営農を維持していく形の一つではないかと思いますが、この土地利用型農業の振興に向け、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○農政水産部長（殿所大明君） 土地利用型農業の振興につきましては、大規模経営体から小規模農家までの多様な農家と加工業者が参画し、生産から加工・販売までを一体的に行う、

いわゆる「耕種版インテグレーション」の取組が有効であると考えております。

このため県では、この取組の中心となる大規模経営体への農地集約や収穫機械の導入等による生産の効率化を後押しするとともに、取組に参加する農家の大規模法人への作業委託経費を支援しているほか、新たな取引を創出するための生産者と加工業者をつなげるマッチング会を開催しております。

今後とも、関係機関と連携して、耕種版インテグレーションの先進的な取組を県内各地に広げ、土地利用型農業の振興に取り組んでまいります。

〇二見康之議員 農地集約や収穫機械の導入等により生産効率を上げる大規模経営体と農地を持っている方々との連携、理解が、まずは土台になると思いますので、計画策定時において、まずはそのところをしっかりと取り組んでいただきたいと思いますし、また、あわせて、有機農業の振興も取り組んでいただきたいと思います。農地環境を選ぶものでありますので、地域資源の最大限の活用をするため、荒廃農地を減らすためにも、適地の選定を忘れないようお願いしておきます。

さて、農地集約、機械導入により作業効率を上げるに当たり、そのオペレーターの育成が必要だという要望があります。人口減少や人材の県外流出などの影響もあるかと思いますが、これに対し、本県の農業大学校においても、要望に応える取組をしていると思います。

今後、地域の農業を支えていくことになるであろう農作業受託体制を維持していくため、オペレーターの人材育成が重要だと考えますが、県の認識並びに取組について伺います。

〇農政水産部長（殿所大明君） 農業分野にお

ける労働力不足を補完する農作業受託体制を維持していく上で、大型機械を操作するオペレーターの人材育成は、大変重要であると考えております。

このため県では、農業大学校において、学生に加え、地域の農業者も対象として、オペレーター業務に必要な農耕用大型特殊自動車免許や牽引免許等の取得のための実技研修を実施しております。

また、将来の地域の担い手として活躍が期待される学生に対しては、農業用ドローンの資格取得研修や県内農業法人等での農作業実習を実施するなど、高い実践力を持った人材の育成に取り組んでおります。

今後とも、関係機関と連携し、オペレーターを育成すること等により、地域農業を支える農作業受託体制の維持にしっかりと取り組んでまいります。

〇二見康之議員 農地荒廃の一要因となっている鳥獣被害について、県では、環境森林部のほうで狩猟免許取得補助等に取り組んでいると、先日の質問でもお聞きしましたし、また、農政水産部のほうでは、県産ジビエの普及拡大に向けたジビエ調理セミナー（学校給食編）の開催とか、今現在、開催されております県内21店舗が参加している「みやざきジビエフェア」の実施等に取り組んでいるということです。

ただ一方で、調理する側、飲食店側のほうの懸念として、やはり牛や豚などの家畜とは違い、野生のイノシシや鹿などは、ジビエとして食用になるまでの取扱いが異なるということで、利用については不安だという声もお聞きしております。

県内の飲食店において、安心・安全なジビエ料理が提供されるところが増えることは、先ほ

ど紹介しました「みやぎジビエフェア」の参加店舗21店舗中4店舗が西米良村のお店であり、地域の大切な観光資源にもなっているといますし、鳥獣被害から農地を守るという効果もあると思います。

県は、飲食店が安心・安全なジビエを提供するために、どのような取組を行っているのかお伺いします。

○福祉保健部長（渡久山武志君） 野生の鳥獣は、狩猟者により屋外で捕獲されるなど、ジビエとして食用にするまでの取扱いが、牛・豚などの家畜と異なりますことから、独自の衛生管理が必要となります。

このため県では、国の指針を基にしまして、狩猟から運搬、処理加工、調理・販売、消費に係る全ての段階で徹底した衛生管理が行われるよう、ガイドラインを策定いたしております。

具体的には、狩猟者や食肉処理業者に対しては、著しく痩せているなどの異常が見られる個体を食用にしないこと、飲食店に対しては、中心部まで火が通るよう十分な加熱を行うことなどを求めておりまして、講習会の開催や施設の立入調査を通じまして、ガイドラインに沿った衛生管理を行うよう指導いたしております。

○二見康之議員 それぞれ担当される方といたしますか、食肉処理業者の方、また調理する側のほうも、やるべきことをしっかりやれば良いというふうにも思うんですが、県民の安全を保つためには、やっぱり信頼関係が大事なんでしょうと思います。見た目では分からない部分もあつたりするとお聞きしますので、そういったところは、現場の方々の声も聞きながら、不安解消に努めていただければと思いますし、私もそういうふうにお話ししていきたいと

思います。

では次に、事業承継についてお伺いします。

新型コロナ禍の影響を受けた企業に対し、金融支援が行われたものの、返済が始まった今、多くの企業が厳しい経営状況にあるようです。売上げが回復せず、返済負担が経営を圧迫していますし、資金繰り、人手不足、原材料の高騰等が影響しており、今後の見通しも大変厳しいとの声をよく聞きます。

このような中、倒産や廃業などが起こると、地域経済や雇用、そして人口流出にも多大な影響が出てくると思われます。企業は、いろんな支援策を活用して、経営改善に向けた取組をされることを求められますが、地域に技術や雇用をしっかりと残し、地域の経済を維持していく取組、大きな意味での事業承継の取組も求められていると思います。

まずは、事業承継の推進について、知事の所感をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 企業経営者の高齢化が進行し、また企業を取り巻く環境の厳しさが増す中で、適切に事業を引き継ぐことは、地域経済の活力の維持や雇用の確保を図る上で、非常に重要であると認識しておりまして、これは全国的な課題でもありと考えております。

このような中、国では、全都道府県に「事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、総合的な支援を行うとともに、後継者が経営者から株式等を引き継いだ際の税制面での優遇措置もなされております。

県におきましても、支援センター、市町村、商工団体、金融機関等から成る事業承継ネットワークを構築し、支援方針等の共有を図るとともに、事業承継を進めるための調査費用への補助などの支援を行っております。

これらの取組の結果、支援センターを通じた年度当たりの事業承継の成約件数は、例えば直近3年間でおよそ5割増となるなど、右肩上がりで増えておりまして、引き続き、関係機関と連携しながら、円滑な事業承継を推進してまいります。

○二見康之議員 今後も必要とされる技術とか人材が外に流れていく、なくなっていくということは、非常に残念なことであります。事業承継においては、必要とされる技術や人材を守るためにも、経営状況においては再生が可能なのか、また中には、M&Aによって、地域に残すことが望ましい場合もあるかとは思いますが。

金融庁も、事業者向け、金融機関向けの事例集などを作成して支援策の広報を行うなど、地域経済の維持に取り組んでおられます。

そこで伺いますが、本県の事業承継・引継ぎ支援センターの取組実績と金融機関——経営状況等の情報を持っているところは、やっぱり金融機関になると思います。大きな鍵を握っていると思います——との連携について、どのように取り組んでいるのかお伺いします。

○商工観光労働部長（川北正文君） 事業承継・引継ぎ支援センターでは、経営者に事業承継の必要性に早期に気づいてもらうための事業承継診断に積極的に取り組むとともに、企業等の実情に応じたマッチング支援の強化を図っております。

事業承継の成約件数は、令和5年度が85件、令和6年度が10月末時点で47件で、そのうち、およそ半数は、M&A等により親族以外へ事業が引き継がれております。

また、金融機関におきましても、事業承継診断を通じたニーズの掘り起こしや支援センター

への取次ぎ等を行っております。令和5年度は、2割以上が金融機関を経由した成約となっており、事業承継ネットワークの一員として、重要な役割を担っていただいております。

○二見康之議員 担当者の方から、ある意味いろんなスキルのなものも必要になるんだというふうにお聞きしておりますので、ぜひそういったところの取組も推進していただくようお願いいたします。

次に、再生可能エネルギーに関して伺います。

報道等によりますと、経産省では、来年度の事業として、再生可能エネルギー開発を地方創生につなげようという考えの下、新たな経済対策として、中小規模の水力発電、地熱発電の開発支援を盛り込むことで調整に入られているようです。先ほど下沖議員が言われたことと丸かぶりだったので、びっくりしたんですけれども、ここからはちょっと変わってまいります。

本県では、これまで小水力発電について様々な調査を行ってきており、既に適地における開発は大体終わっているのかなという認識でありました。また、地熱発電についても同様だと思います。この国の動き、取組の効果を本県に生かしていくことができるのか、ちょっと疑問に思うところです。

再生可能エネルギー開発を進めるということは、資源の乏しい日本にとっては大変重要なことでありますし、県はこれまで、県内における再生可能エネルギーの導入について、計画的に進めてきていると思いますが、現在の状況はどのようなになっているのかお伺いします。

○環境森林部長（長倉佐知子君） 県内における再生可能エネルギーの導入量は、令和5年度末時点で288万キロワットとなっており、内訳と

しましては、太陽光発電が166万キロワットと半数以上を占め、次いで、水力発電が72か所で101万キロワット、バイオマス発電が25か所で11万キロワット、風力発電が3か所で9万キロワットとなっております。

なお、令和5年度に、これらの再エネ設備が発電した電力量は44億キロワットアワーと、県内の電力需要量の67%に相当する規模となっております。

〇二見康之議員 県内需要量の67%という数字は、非常に優秀だなと思うんですが、宮崎ですから、ほかの地域に比べて、消費電力そのものが低いんだらうというのがあります。この数字に決して甘んじることなく、さらなる資源開発に取り組んでいただきたいと思います。

県のほうでは、2030年度の再生可能エネルギー導入目標を立てておりますが、今後、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、どのように取り組んでいこうと考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

〇知事（河野俊嗣君） 再生可能エネルギーにつきましては、国の「GX実現に向けた基本方針」において、主力電源化が掲げられておりまして、その導入拡大は、カーボンニュートラルの実現に向けた重要な柱の一つであります。

先日、EU各国の大使と意見交換をした際に、「宮崎における再生可能エネルギーの取組は？」と何人かから聞かれました。再生可能エネルギーへの取組から、その土地の特徴を知ろうとする、そういう姿勢が感じられたところでありまして、改めて本県の恵まれた環境を生かして、もっともっと進めていく必要があるということを改めて感じたところであります。

県では、2030年度の再エネ導入目標を360万キロワットとしておりまして、その達成に向けて

は、本県の恵まれた自然環境を生かし、特に太陽光発電の導入を拡大していきたいと考えております。

このため、個人や事業者を対象とした太陽光発電設備や蓄電池の導入支援に取り組むとともに、県としても率先して、昨年度は県庁7号館や延岡総合庁舎に、今年度は県プールや都城総合庁舎等に、太陽光発電設備の導入を行っているところであります。

温室効果ガスを排出せず、地域資源を活用できる再エネは、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上につながることから、導入拡大に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

〇二見康之議員 計画目標と県の導入支援の内容を考えますと、2030年度の目標達成は、大変厳しいものがあるんだと思います。

先日、担当の方に、今360万キロワット中の288万キロワットが導入できている、72万キロワットが足りないという状況だと思うんですが、例えば、太陽光発電で仮に50万キロワットを導入する場合、どれくらいの面積が必要なんだろうかということをお聞きしました。

環境省の平成21年度の調査において、太陽光発電の単位面積当たりの出力が0.0667kW/m²であるんですが、15平方メートル当たり1キロワットと設定されているということは、50万キロワット導入するために必要な面積は幾らでしょうか。750万平米、750ヘクタールということらしいです。

これは参考までにとということで、今、整備している山之口運動公園が約24ヘクタールなので31個分、住宅用太陽光発電であれば、主流となる5キロワットの場合は10万戸分、あくまで概算的な話なんですけれども、相当な面積が必

要だということです。先ほど申し上げた都城の
荒廃農地面積が850ヘクタールぐらいということ
なので、こういった使われなくなったところと
か、接続の問題だったり、いろいろあると思う
んですけれども、県の土地を有効活用していく
ためには、そういう視点からの検討も必要な
かなと思います。

できることなら、国が取り組んでいく方向性
に、本県が持っているポテンシャルを引き出せ
るような支援策を求めていく必要があると思い
ますので、まず、宮崎県として、我々として
は、地域のあらゆる形をよく理解することが大
事なのかなと。

先日の洋上風力については、0.7を下回って
いたということかもしれませんが、それはあくま
で宮崎の気候的なもの、地形的なものであつ
て、であれば、何が強みなのかをしっかりと
訴えていく必要があるんだろうと思います。

では次に、県の収入事務について伺います。

県へ手数料や申請料、登録料等を支払う場
合、県収入証紙を購入して納付することが多々
あります。山口議員が6月定例会において、こ
の収入証紙の廃止について質問されており、現
在、検討中との答弁でありましたが、その後、
作業は進んでいるのでしょうか。

ほかの都府県や政令市においては、既に廃止
しているところもあるようですし、本県では、
公金収納の多様化を進めるということだったと
思いますが、キャッシュレス決済などが進む現
代社会において、かえって事務作業が複雑・多
忙にならなければいいなというのも少し心配し
ます。

ただ一方で、証紙の販売場所が限定的である
ことや、高額な収入証紙の場合は、在庫がない
ケースもあるとお聞きしております。現状とし

て、選択肢が増えることは、利便性の向上につ
ながるものであると思います。

証紙収納を含めた公金収納方法の多様化への
取組について、現在の状況を教えてください。

○会計管理者（米良勝也君） 本県の公金収納
は、金融機関窓口での現金収納をはじめ、収入
証紙や口座振替によるもののほか、一部の手数
料等においては、納付書によるコンビニ収納や
スマートフォン決済なども行っております。

また、現在、県民のさらなる利便性向上を図
るため、電子申請と連動した収納やQRコード
による収納の拡大、行政窓口でのキャッシュレ
ス決済など、様々な収納方法の導入について、
全庁的に検討を進めております。

今後も引き続き、収入証紙の在り方も含め、
さらなる公金収納方法の多様化に向けて、関係
部局と連携を図りながら取り組んでまいりま
す。

○二見康之議員 お聞きしますと、証紙は、県
警本部が担っているところで多く扱われている
というふうに伺いましたが、会計管理者がおつ
しゃったように、いろんなところの情報を集め
ながら、その効率化に向けて取り組んでいくと
いうことですので、どんどん要望していただけ
ればと思います。

次に、教育長に伺ってまいります。

学校における熱中症対策です。

6月議会でも伺いましたが、あのときは、い
わゆる暑熱訓練——暑さに対する体の生命維持
装置を機能させるという視点からの質問でした
けれども、今回は、外部的環境から熱中症を防
ぐ取組について伺いたいと思います。

今年の夏は異常なほどの暑さでした。体温を
上回る気温の日が続くなど、これまでに経験し
たことのない夏となりました。

そのような中、部活動などに関わる方々からの話の中で、運動中における飲物や体を冷やす氷が必要だということで、製氷機の整備や、体育館などでは、夏は風が吹かない、熱が籠もってしまうということで、空気を循環させる大型扇風機を整備してほしいという声を幾つか伺っております。

これは小中学校の話も含んでいるんですけれども、今回は、熱中症対策における県立学校の設備機器の整備状況並びに今後の対応について、どのように考えているのかお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校における熱中症対策につきましては、予防策や発生時の対応等をまとめた「学校における熱中症対策ガイドライン」に沿って取り組んでいるところであります。

議員から御指摘いただきましたとおり、体を冷やしたり空気を循環させたりすることは、熱中症対策の一つとして効果的な対応であり、現在、県立学校50校のうち、製氷機は46校、大型扇風機は49校に整備されております。また、指定避難所となっている33校には、スポットクーラーも整備されております。

気候変動による高温リスクが高まる中、子供たちが安全で安心な学校生活を送るために、熱中症対策の設備機器を整備することは重要でありますので、今後とも、各学校の実態と要望を踏まえながら整備を進めてまいります。

○二見康之議員 お聞きしますと、製氷機は、家庭科室とか保健室にあるものを活用したり、大型扇風機は、コロナ対策で整備されたというふうにお聞きしました。また、スポットクーラーは、指定避難所ということで、危機管理課のほうで整備していただいたものも多いようです。ただ、今後は、その使用実態、学校の規模

にもよるでしょうし、部活動の種目も関わってくるでしょうし、もっと学校現場のほうから、十分なのか、不足しているのか、よくよく情報を聞いてあげる必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、PTAについて伺います。

先日、岡山県のPTA連合会が解散するとの報道がありました。単位PTAの脱会が続き、運営が成り立たない事態になったそうです。12月で事業を終了し、日本PTA全国協議会から脱会、文部科学省によりますと、県レベルのPTA組織が解散するのは、全国で初めてだそうです。

2008年度には、県内21団体全てが加盟していたそうですが、2023年度末に5団体が離脱し、2024年度、今年度には5団体だけになっていたようです。加盟団体の減少に伴い、県PTA連合会の収入も減少し、1人当たり30円だった年会費を2016年度には130円に値上げし、その後も事務局の人件費を抑えるなど経費節減に努めておられたそうですが、来年度、2025年度は赤字が見込まれるということで解散を決めたようです。

PTA広報紙の作り方研修会や事例共有の大会の開催、県教育委員会への要望活動が、県PTA連合会の主な活動のようですが、解散後は、岡山県の教育委員会が県PTA連合会の役割を補完していこうという方向のようです。

各学校単位で児童生徒の保護者と教職員でつくる任意団体のPTAですが、学校行事の運営サポートとか研修会への参加など、その存在意義、活動の意味が問われているのではないかと感じます。

私も子供の小学校や中学校で役員をしたりして活動していますが、それは就学している子供

のよりよい学習環境につながればという思いからであります。

それぞれの学校において、また、市や県など全国の連合会、協議会においても、会員から信頼されるPTAが組織されることを願うところではありますが、まずPTAという組織がどのように設立されてきたのか、今後を考えるに当たっても大事な事かなと思います。こういった意味で、こういった必要性があってPTAができたのか、この経緯と役割についてお伺いしたいと思います。

○教育長（黒木淳一郎君） PTAは、昭和22年、戦後の教育民主化の流れを推進するため、当時の文部省が全国に対し、その設置を奨励したことが始まりであります。その3年後には、全国のほとんどの小・中・高等学校にPTAが結成されました。

PTAに関して、私の経験を振り返りますと、子育て中は、保護者としてPTAの様々な活動や研修に参加し、子供と共に成長する機会をいただきました。また、校長であった際には、活動を通して信頼関係をいただき、よりよい学校運営のために御意見や御協力をいただき、心強いものがありました。

このようにPTAには、保護者と教職員が共に学び合いながら、子供たちの健全育成を図るという重要な役割があると考えております。

○二見康之議員 給食についても、今、行政のほう負担したりするところも増えていますが、もともとは給食そのものがなかったわけですね。貧しかった頃の日本で、学校に弁当を持っていくことができない子もたくさんいたという話も聞きますし、だからこそ子供たちが健全に成長できる栄養環境を整えるためにも、国と保護者といいますか、国民との間での

合意ができたというか、そのかけ橋となったのがPTAなんだろうなと思ったところでした。

今現在、公立学校の組織だけじゃなくて私立学校もあるし、特別支援学校のPTAもあるというふうに伺っております。それぞれの組織で課題は異なると思いますが、共通する課題、そして必要な取組もあると思います。

先日、雑誌を読んでいたら、中村学園大学の客員教授である占部賢志先生のPTAについて書かれた記事がありましたので、御紹介します。

岡山県のPTA連合会が解散するとの報道。単位PTAの脱会が続き、運営がままならぬ事態になったそう。今後も同様の動きが予想される。

かつてGHQなどの影響下に、保護者と教師をつなぎ、学校施設の充実や教科書無償化、給食実施、学校保健の確立などに貢献してきたPTA活動。日教組がストライキを打って学校現場を放棄すれば、子供の学ぶ権利を犠牲にするなど果敢に声を上げ、バイクの「3ない運動」（免許を取らせない、買わせない、乗らせない）にも精力的に取り組んだものだ。

昭和のPTAには勢いがあったが、平成以降は次第に形骸化の一途に見える。深刻な児童虐待死が起きた直後の当該地PTAのホームページをのぞいて愕然としたことがある。全国のニュースで連日報じられているのに、PTAとしての声明もなければ事件の概況も伝えない。アップされていたのは、小中学校の会員によるバレーボール親睦大会の報告記事。PTA不要論があちこちから出てくるはずだ。

しかし、今の世の中で、大人同士が利害を

抜きにして結集できるのはPTAぐらい。何しろ800万の会員を擁する巨大組織。応分の予算もある。これを根本から刷新して一から出直す。旧来のしがらみは全て排除。学校改善、ひいては地方創生の牽引力としたい。そのために従来の学校種別ごとのフラットなPTAは解体して、幼小中高の縦軸連携の組織とする。

現実の地域社会を見よ。我が家は中学生、隣は保育園児、お向かい小学生に、その隣は高校生。我々はそうした向こう三軒両隣の環境で暮らしているのだ。これを生かさない手はない。町内会ごとのPTAを組織化する。園児や児童生徒ももちろん連動して、異年齢グループを編成。小学生の間にいじめが起きれば、中高生が解決に介入することもある。年長が年少をしつけるシステムだ。

という内容でありました。いきなりその組織をガラッと変えることは難しいんだろうと思いますが、年長者が年少者をしつけるシステムというのは、まさしく薩摩藩の郷中教育だと思います。

また、先月、私の地元の妻ヶ丘地区で、まちづくり協議会の方々が中心になって「ふれあいまつり」というものが開催されました。コロナ後の昨年から復活したイベントなんですけれども、地元の中学生在が自主的にボランティアを申し出て、イベントを手伝ってくれていました。

司会や受付、また小さな子供たちを遊ばせるブースの作成・運営など、園児や小学生の相手も見事にこなしておりました。もちろん実行部隊のおじいちゃん世代の方々との交流もできており、子供たちの成長の可能性を広げていくためには、実際に体験・経験する場を私たち大人が提供していくことではないかなと思ったところ

です。

PTAの在り方も同じではないかと思えます。活動の内容や会費の使われ方など、これからの時代に即したPTAの在り方について、どのようにお考えなのか伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 全国的にPTAの会員数は、少子化の影響により、年々減少しております。また、任意団体であることや活動に対する負担感から、PTAの未加入や役員の成り手不足などの問題が見られるようになってきました。

このような中、本県の小中学校の保護者の加入率は99.6%と高い割合を維持しており、現在、新入生保護者や教職員への加入に関する丁寧な説明や各種会議のオンライン化、活動希望者が立候補するエントリー制の導入など、時代に即したPTA活動も行われてきております。

県教育委員会といたしましては、活動の内容や会費の使われ方など、PTAの在り方が問われるようになったことを好機と捉え、よりよい組織や活動となるよう協議する場を設けるなど、宮崎に合った魅力あるPTA活動づくりを支援してまいります。

○二見康之議員 今度、県のPTA大会に行つてこようかなと思っているんですが、そこでの研修とか講演とかあつて、行った我々はいいい勉強になったなとか思うことが多いですよ。けど、それを地元の単位PTAの保護者の方々にどう伝えていくのかというところが大きな課題なんじゃないかなと思います。

そこら辺の理解が進めば、全国だろうが地区だろうが県だろうが、そこに所属している意義について理解があれば、会費についてもちゃんと使われているんだと、信頼関係を構築できるように、それぞれのステージにおいて会員を

大事にするようにしていく必要があるなど、私もそれをしないといけないなと思ったところでもあります。

次に、教育におけるウェルビーイングについて伺います。

国の教育振興基本計画にうたわれていますウェルビーイングという考え方ですが、世界各国の子供たちの傾向として、ほかの国に比べまして、日本の子供は、今の自分の現状に満足しているというような自己肯定感や、自分にしかできないことを見つけて成し遂げるという自己実現の数値が極めて低いという結果が出ております。

これまでの教育の在り方も一つの要因になっていると思われそうですが、今後の教育の在り方を考えていく上で、県教委はウェルビーイングについて、どのように考え、取り組んでいくのかお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態を示す概念として、国の教育振興基本計画のコンセプトの一つに位置づけられております。

県教育委員会では、このコンセプトを踏まえ、自己肯定感や自己実現に加え、殊に利他性や他者との協働など、日本社会に根差したウェルビーイングの向上を目指し、本県ならではのウェルビーイングを、子供、教師、そして学校・地域・社会に向けて定義し、教育活動全体を通じて各施策の取組を進めているところであります。

今後とも、一人一人の状況やニーズに応じたよりよい教育環境を提供しながら、ウェルビーイングの向上に取り組んでまいります。

○二見康之議員 子供たちの心身の健全性や充

実につながることを意識して、その方法とかを考えていただければと思います。

先日、私の地元の地区のPTA研修会として、「学校の「当たり前」をやめた。」という本でも有名な元麴町中学校校長の工藤勇一先生の講演会をリモートで開催いたしました。

講演の中で、これからの教育において、子供たちの主体性、当事者性を失わせないことが大事であると。これは、自己決定を促し、自律を促すことが重要である。そのためには、大人や教師が様々なことを決めつけてはいけない。例えば、子供がけんかをしていた場合、「けんかは駄目だ。やめなさい」と言って止めるのではなく、「なぜけんかになったの?」「何が嫌だったの?」「また同じことをやりたい?」「どうしたい?」「何か手伝ってほしいことはある?」というような質問形式で対話し、答えは子供に出させるということでした。

今、学校現場では、このような取組が始まっていると思います。また、子育て中の親としては、子供との接し方について、大きな気づきをいただきました。このような教育方法の変化により、子供たちのウェルビーイングが育ってくれることを願うところです。

次に、タブレットの活用について伺います。

新型コロナ禍により、急速に整備が進んだ学校現場におけるタブレット端末ですが、同時に、この活用方法など、先生方におかれましては、大変な御苦勞があると思います。しかし、子供たちの学び方の変化にしっかり対応していただきますようお願いいたします。

このタブレット端末によって、情報の検索・収集が簡易になり、その情報の分析・まとめをする、そして、それを発表・表現することが容易になりました。つまり、学習過程において、

インプットからアウトプットまでを一連の流れとして、効率よく取り組むことができるようになり、授業参観に伺ったときも、小中学校において、このような授業が行われておりました。

先日、宮崎東高校の通信制の生徒発表をお聞きしたんですけれども、テーマが「日本国民はなぜ戦争に賛成したのか」で、日露戦争や第一次世界大戦時における当時の社会情勢や福沢諭吉や徳富蘇峰、夏目漱石などの論調や考え方の違いを調査して、国民がどのような考えを持ったのか、まとめておりました。

すごいことですね。自分の過去を振り返ったとき、歴史を学ぶときは、ただ暗記するだけだったんですけれども、学ぶに当たって、一番大事なことを今の子供たちはやってのけているんだということを伺いまして、この生徒はすばらしいなというのと、それを指導される先生方にも深く敬意を表したいと思います。これもタブレット端末の活用の一例だと思います。

ほかにも、例えば宿題の効率化、既に分かっている生徒にとっては無駄であり、分からない生徒には重荷であるということで、宿題を廃止したのがその工藤先生でした。理解できていないところを重点的に学ぶことができるシステムを利用すれば、効率的に学習することも可能になるでしょうし、また学習の理解の進み具合によって、それぞれの学力に応じて学ぶことができるようになります。

今後、このタブレット端末について、県教育委員会では、授業などにおいて、どのように活用して取り組んでいくのかお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県内全ての公立学校で、学習用タブレット端末を、課題解決のための情報収集や、自分の考えを友達と共有すること、学習したことをまとめ、表現する

ことなどに活用しております。

また、小中学校におきましては、教科書の二次元コードから読み取った動画やデジタル教科書による学習内容の確認、理解度に応じたデジタルドリルなどの活用をしております。

さらに、高校におきましては、小中学校で学んだスキルを発展的に活用し、探究活動などで、実験データの分析や遠隔地との共同研究などに取り組んでおります。

このように、公立学校においては、個に応じた学習や協働的な学びの実現に向けた効果的な活用を進めております。

○二見康之議員 今まで日本人というのは、自分の意思を表現すること、相手を推しはかって黙っておくことが美徳みたいなのがあったわけなんですけど、そうじゃなくて、違いをしっかりと理解して意見を言うことができる、そういったことにつながってくるのかなというふうに思います。外国とのディスカッションとか、そういったものにもつながりますよね。

学び方の多様化、効率化、そして思索の深化、学習の効率の向上など、本当に活用の可能性はたくさんあると思います。その一つとして、ディスレクシアなどの学習障がいのある児童生徒への対応があるかと思います。失読症、いわゆる読むのが苦手なタイプ、書字障がい、いわゆる書くのが苦手なタイプ、ほかにもADHDや発達障がいなど、現在増えている様々な障がい——でも、これを障がいと言っていいのか、その子の個性と言ったほうがいいかもしれません——のある子供たちの学び方において、最適な方法により学ぶことができるようになったわけです。

これら学習障がいのある児童生徒への対応を県教育委員会ではどのように考えているのかお

伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 読み書きに困難を伴うディスレクシアなど、学習障がいのある児童生徒は、主に小中学校の通常の学級に在籍しておりまして、これまでは、支援員が児童生徒の横につくなどして、障がいの状態に応じた支援を行ってまいりました。

タブレットが導入された現在は、例えば、文字を読むことが困難な児童生徒が、読み上げ機能を利用して文章を音声で聞いたり、文字を書くことが困難な児童生徒が、ノートを取る代わりに黒板の文字をカメラ機能で撮影したりするなど、より自立した学習ができております。

県教育委員会といたしましては、タブレットを有効に活用するため、教職員に対する研修と児童生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

○二見康之議員 この間、子供を病院に連れて行ったときに、NHKの番組を見ていたら、タブレットを使っている生徒が1人だけいて、周りの子供たちに、何であの子だけ特別なんだと言われるんだけど、その子は読むのが苦手だと、文字が大きく見えたり小さく見えたりする障がいを持っていたというようなことで、それはクラスの中でいじめにつながらないような番組だったわけなんですけど、やっぱり周りの理解というのにも必要になってくるんだろうと思います。これは子供たちだけじゃなくて、我々大人、保護者、先生方、一体となって取り組む必要があると思います。

最後に、次年度の事業の中に、収入事務について新たな取組がばっと出てくるのを期待して、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○野崎幸士副議長 以上で本日の質問は終わり

ました。

次の本会議は、12月2日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会